

大学年報の成立と展開(二) — 帝国大学の時代 —

所澤 潤

目次

一 解題

資料紹介の目的

本研究と従来の研究

『帝国大学年報』の沿革と性格

翻刻資料の範囲と現存状況

謝辞

付記(前稿の補遺及び正誤)

註

二 資料

年報別資料索引

凡例

翻刻資料

前稿の補遺

一 解題

資料紹介の目的

『帝国大学年報』は、東京大学総合図書館が所蔵する「東京帝国大学五十年史料」に収められている手稿本である。明治十七、八年分の『東京大学第四年報』、『東京大学第五年報』の二冊の手稿本のあとを承け、明治三十一年分の『東京帝国大学第十三年報』へと引き継がれる。明治十六年分の『東京大学第三年報』までは、明治七年分の『東京開成学校第二年報』以来印刷本が作成されていたが、以降は印刷本が作成されず、代って手稿本が上製本されて保存されている(以下保存用年報と呼ぶ)。

筆者は昨年(一九九三年)、前稿¹⁾で開成学校の明治六年分から始まり、東京開成学校、東京大学法理文学部を経て、明治十八年分の『東京大学第五年報』に至る年報の沿革を示す公文書を悉皆的に翻刻した。本稿は、前稿の対象とした時期に続く明治十九年分から明治三

十年分の時期を対象とし、『帝国大学年報』の沿革を示す東京大学所蔵公文書資料を悉皆的に翻刻して紹介するものである。

本稿がその期間で区切ったのは、その間、年報の叙述の詳細さの水準が一貫しており、明らかに一つの時期を画していたことよっている。副題を「一帝国大学の時代」としたのは、その期間が、未だ京都帝国大学が創設されていない、「帝国大学」という名称の大学が一校しかなかった期間と一致しているからである。もっとも、叙述の水準の変化は、帝国大学の誕生と増設によってもたらされたとはいえない面もあり、年報編纂の時期区分の本質を表現しているとはいえない。

本稿の目的は、『帝国大学年報』の基本的性格を公文書資料の悉皆的な翻刻をとおして明らかにすることにある。前稿では特に印刷本について、基本的な性格を明らかにすることを主要な目的とすると述べたが、それは印刷本が存在しているということ、そして一般に流布しているのが印刷本であるという状況に依存したものであった。本稿の時期にあつては印刷本は作成されていないので、厳密にいえば本稿の目的は、幾分抽象的な『帝国大学年報』という存在の基本的性格を明らかにする、ということになり、前稿とは別の次元の資料紹介ということが出来る。しかし、前稿が印刷本の背後にある年報という全体像を含めて扱っており、資料の調査範囲や翻刻方法がほとんど同じであることから言えば、本稿は、前稿と年代が異なるだけで、ほぼ同一の資料紹介といえよう。それが、本稿を前稿に続く(一)とした理由である。

今、筆者は「性格」という語を使っているが、前稿と本稿で、筆者は、編纂過程を示す公文書の中にも「性格」と呼び得るものが読み取れるという考えに立っている。「性格」という語を明確に定義をすることは困難だが、特定の組織に固有な事象を定期的に記録した年報のようなものの性格を考えるのなら、記録の精粗など叙述内容を分析し、また編纂後にどのような役割、機能を果たしたかを問題とするのが通常の方法といえるだろう。筆者はその方法を否定するものではないが、前稿と本稿では、数多くの公文書資料が現存していることに鑑み、公文書の精査という接近を行ったわけである。その結果、前稿では、『文部省年報』の編纂材料であること、学校の独自の判断で学校の年報としての性格が形成されたこと、また学校の判断で印刷本が作成されるようになったこと、しかも印刷本が決定版といふべき最終的な完成品であったことなどを明らかにできた。

また、本稿においては、例えば、『帝国大学年報』が部局の年報の集成という側面を持っていたこと、明治二十三年分から附録の部局年報の差出しを文部省から謝絶されたことが明らかになっている。これら諸点が「性格」の具体的な現われだと判断すれば、公文書資料の調査によらねば明らかにできない成果が含まれているといえよう。

本紹介と従来の研究

従来の研究の状況については前稿で触れたので、ここでは前稿以後の進捗状況と本稿の関係にふれることに止めたい。

前稿の発表と相前後して、東京大学出版会から覆刻本『東京大学

年報』全六巻の刊行が始まった。筆者も、編者の東京大学史料研究会の一員として編集にたずさわっており、また第二巻、第三巻の解説に『東京大学年報』の成立と展開の過程を紹介した。第二巻で紹介したのは明治十九年の帝国大学誕生までの成立と展開の経緯で、前稿に依拠したものである。第三巻で紹介したのは、明治十九年から明治三十一年に至る経緯であったが、その依拠資料はまだ紹介されていないものであったので、その際に『東京大学史紀要』を紹介することを予告した。

本稿は予告に対応したものであるが、その資料のすべてをおおえてはいない。筆者は第三巻で、明治三十一年分の『東京帝国大学第十三年報』編纂に際して統一されるに到る三つの定期調査の系統を紹介した。一つは、明治六年分の『文部省第一年報』の編纂材料として作成されて以来、続いてきた学校年報編纂の系統であり、いわば本流である。それに対して、残りの二つは、明治五年の学制に端を発すると見られる統計調査の系列と、明治二十年前後から始まったと見られる内閣統計調査の系統であり、傍流といえる。その三つの流れは図1に見られるようなものである。本稿では本流の部分の資料のみを紹介することとし、傍流は別の機会に譲ることとした。

本稿での資料の収録基準、翻刻の方法は、前稿と概ね同様であるが、一部改めた部分がある。

収録基準については、前稿では緒言のみであった年報自体の情報について、次の二点を加えた。第一は、年報の表紙、目次、本文冒頭等に押された受領の印、供閲の印である。それらは、当時の年報

の差出し、受取りの記録を示すものである。第二は、同じく年報の表紙、目次、本文冒頭等に書かれた年報の標題とその対象期間の記載やその訂正である。それらは、文部大臣宛てに差出すまでの編纂過程を示すものである。

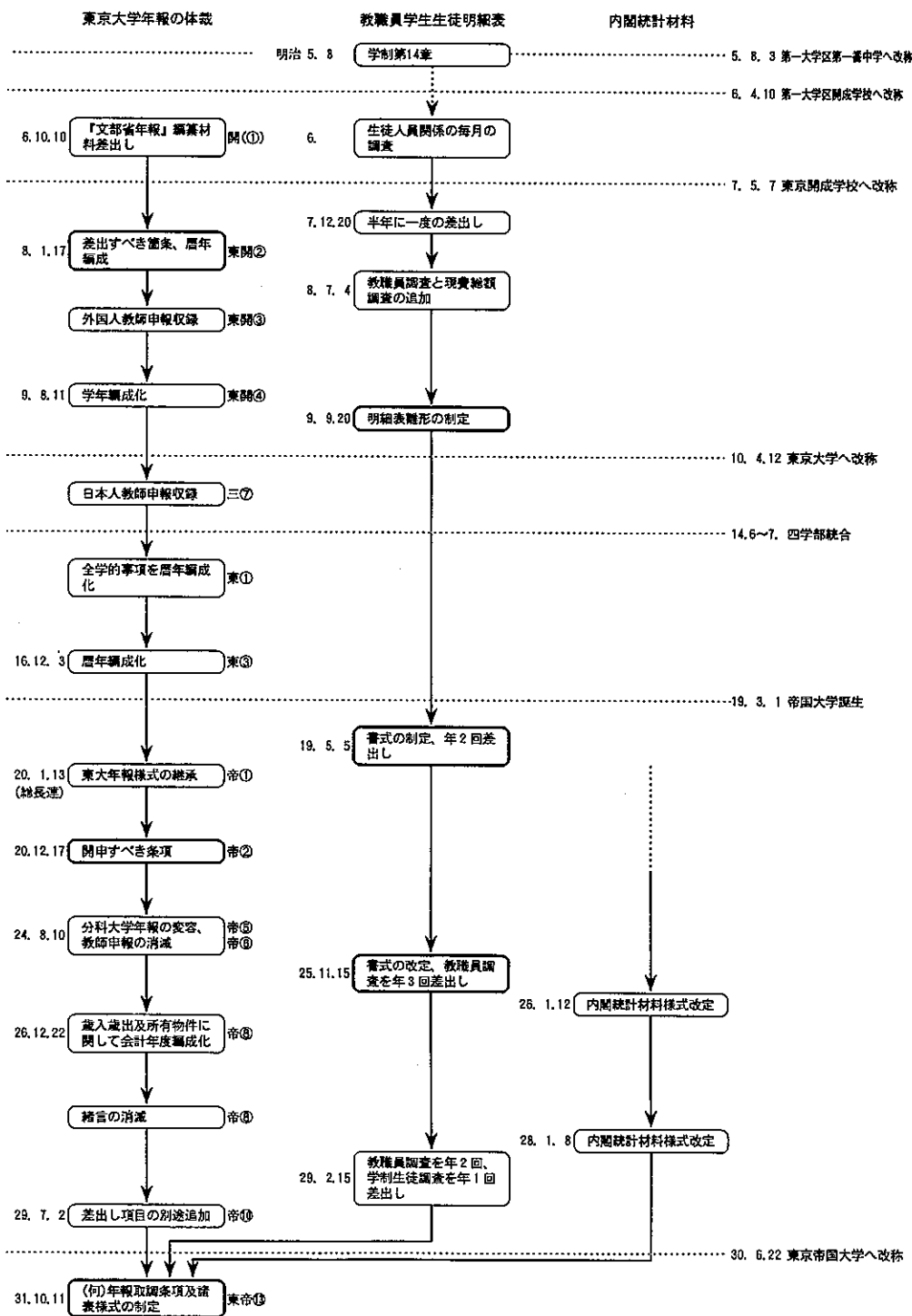
翻刻の方法については、各資料のはじめに掲げた情報の整理の項目を前稿より細分化した。特に、発信文書の稟議書の印については、起案段階の印(当時「検印」といわれられていたようである)と、決済の段階の印(当時「決印」といわれていたようである)を分けて二段階とし、また、明治二十年分以降、稟議書に起案の日付が書込まれていることを考慮して、起案段階の検印は起案の日付とともに整理し、決済段階の決印は別の項目に整理することとした。受領文書についても、同様に、受領の印を、書込まれているその日付とともに整理した。

「帝国大学年報」の沿革と性格

まず、資料に現れた沿革を整理し、次にその性格の一端を読み取ることとしたい。

沿革は、すでに復刻本第三巻の解説で紹介し、また本稿でも同解説にまとめた図とほぼ同じ図を掲げたので、ここでは、基本的な規定についてふれ、それに対応した年報の実際に言及する以外は、前稿とほぼ同様に整理した表を掲げるに止めることとする。

この時期の基本的な規定としては、『帝国大学第二年報』から適用される明治二十年十二月十七日付けの、いわゆる文部大臣訓令の範



東京大学年報の体裁の名称右脇の略号は、変化を要した年報の番号を示す。開は開成学校、東開は東京開成学校、三は東京大学法理文三学部、東は東京大学、帝は帝国大学、東帝は東京帝国大学を表し、○囲み数字は年報の番号を表す。

図1 開成学校系年報の体裁の発展の流れ (明治31年まで)

『東京大学年報』【資料叢書東京大学史】第3巻 (1993年、東京大学出版会) 解説 (所澤執筆) 中の407頁に掲載した図とほぼ同様のもの。

囀に入る訓令をあげることができる。これは、明治八年一月の達で年報材料に関する体裁が定められて以来のものであった。なお、この種の訓令は、『官報』に掲載される文部省訓令とは異なり、当事者だけに伝えられるものである。

また、明治二十一年三月二十三日付け制定の帝国大学総長職務規程の第九条と明治二十六年九月二十二日付けの改正規程第五条、及び明治十九年六月十五日付け制定の附属東京職工学校規程の第十二条にある報告の職務は、年報差出しとなんらかの関係をもっていると考えられる。但し、実際にどのように機能していたか明らかでない。なお、明治三十年に帝国大学総長職務規程は東京帝国大学総長職務規程に改められたはずで、当該部分にも変更があった可能性があるが、資料が散佚しており、筆者には確認できていない。

この時期を終わらせたのは、明治三十一年十月十一日付けの文部大臣訓令で定められた「(何)年報取調条項及諸表様式」である。当該簿冊が散佚しており、現在のところ同訓令自体は未発見で、本稿に収録できなかった。明治三十一年分の『東京帝国大学第十三年報』から適用され、明治二十年十二月の訓令に代るものであるが、また、前掲の図一、及び同じ日付けで同じ番号(戊文甲四二二二号)を持つ翻刻文書が示すように、その時点まで併行してばらばらに行われていた諸統計を統合して、一つの様式としたものでもある。

ただ、同訓令は東京大学以外の文部省直轄の機関にも同じ番号(戊文甲四二二二二号)で宛てられており、帝国図書館宛てのものが、国立国会図書館上野支部(編)『帝国図書館年報』(昭和四十九年)に翻刻

抄録されている。訓令の内容は宛てた機関により異なっているが、それでもそれにより内容がある程度うかがうことができる。また、現存する後の改正資料からも内容はかなりの程度まで推定できるが、それは別の機会に譲る。明治三十二年一月二十日付けの学内通牒に分科大学に写しを配付する旨が書かれているので、同訓令は東京大学の幾つかの学部に残存している可能性がある。また京都帝国大学にも同じものが発せられたはずなので、京都大学には保存されている可能性も高い。

以上の規定に対応した年報の実際を保存用年報や部局年報によって確認してみると、明治十九年分と明治三十一年分と叙述の詳細さの面で水準に大きな変化があったことを知る事が出来る。

明治十九年分は、旧東京大学年報の体裁を継承して編纂されたが、構成は全学的な内容を叙述した部分と部局の年報を収録した部分との二重構造となり、おもに前者が旧来の年報を継承することとなった。従来との主要な違いは、前者に評議会の審議記録が加えられたこと、また教師申報が、前者ではなく後者の部局年報に収録されたことである。教師申報は『東京大学第四年報』までは全学部まとめて収録され、『東京大学第五年報』には収録されていなかった。なお、従来は評議会自体が存在していなかったが、その前身の諮詢会の審議記録も従来の年報には全く収録されていなかった。

明治二十年分からは文部大臣訓令による体裁に従って編纂されることになるが、目次の立て方など構成についてはかなりの変更があるものの、叙述の詳細さの水準はあまり変化していない。ただ、部

局年報を収録した部分は、附録部分として別途に差出されている。

明治二十三年分から附録部分が添付されなくなるが、全学的な部分に關していえば従来通りの編成が継続されている。その後、小さな変更は加えられ、また部分的に簡略化もされているが、叙述の詳細さの面では、明治三十年分まで一応ある程度の水準を保っている。

明治三十一年分の『東京帝国大学第十三年報』からは文部大臣訓令によって新しい体裁で編纂が始められ、構成が改められたばかりでなく出来事についての叙述の詳細さも大幅に低減されている。例えば、規則の制定改廃に關して、従来、日付と具体的な内容が記載されていたが、以降は制定改廃があったことを記載するに止まるようになっていた。

以上のようなことは、本稿で明治十九年分から明治三十年分までを区切りとして翻刻した理由となるわけだが、その区切りが本稿の副題のいう帝国大学が一校であった時代とほとんど同義である可能性を示しているともいえるだろう。明治十九年分からの二重構造化は帝国大学の創設を反映したものであるが、明治三十一年分からの記述の簡略化の方も、帝国大学の二校化に対応するための標準化を目的としていたという可能性を考えられるからである。

なお、『文部省年報』に抄録された『帝国大学年報』には明治二十五年分と二十六年分間に大きな変化が認められることが、『東京大学百年史』編纂中にすでに指摘されているが、文部大臣に差出した『帝国大学年報』にはそれに対応した変化は認められない。逆に、『文部省年報』所収のものは、明治三十年と三十一年との間に変化を認

められないが、『帝国大学年報』の方には大きな変化が起っている。

沿革に關する情報は、前稿での整理に対応させれば、作成・差出しを求め内容を規定するものが表1、対象とする期間及び統計の調査日に関するものが表2、差出し期限と差出し日に関するものが表3と表4である。また正誤に關するものは前稿の時期に比べて著しく少く、明治二十一年四月三十日付けで帝国大学書記官から文部省総務局報告課に差出したもの一件だけが確認できたにすぎない。分科大学から帝国大学にあてて差出されたものは見当たらず、文部省から帝国大学に問合せた文書も一件も見つからない。文書の保存状況から判断するに、正誤に關する文部省からの問合せの文書については、保存されていないというよりも問合せがなかった可能性の方が高い。表5は印刷本納本配布の例規である。本稿の対象とする時期は印刷本を作成していないので、直接この時期の年報と關係するものではないが、前稿で取上げた例規に続く流れが把握できるので掲げておく。

翻刻資料から、性格に關して次の四点が把握できることを指摘しておきたい。

第一に、明治十九年から始まる『帝国大学年報』も、従来の『東京大学年報』と同様、『文部省年報』の編纂材料であったことである。但し、明治二十年十二月の文部大臣訓令がそれを示しているわけではなく、それを明確に現わしている文書は、例えば明治二十九年五月十五日付けのもので、「客年分貴学年報……今以テ御進達無之……貴学年報例年ノ如ク進達遅延相成候テハ本省年報編纂上ニ差支候ニ

表1 差出しと内容

	文書の日付		内容
第一年報	20年1月13日	総長達	分科大学年報及び東京職工学校年報の体裁は旧東京大学年報に準拠
	同上	総長達(無番号)	図書館及び舎監事務室が処理した事項
	20年1月15日	帝国大学書記官申進	分科大学年報及び東京職工学校年報が処理した事項は、旧東京大学年報の体裁に拠り編成
第二年報	20年12月17日	文部大臣訓令	学規・処務・職員・学生生徒・経費・書籍器械、その外重要な事件があればその目的方法状況等
	20年12月20日	総長達	各分科大学年報は文部大臣訓令に拠り編成
第三年報	22年1月12日	総長達	分科大学及び舎監・衛生委員の年報の体裁は前年の文部大臣訓令に係る条項を詳具し、教員申報及び所属院・園・台等に係る事項も附載
	同上	総長分達	臨時編年史編纂掛に年報の開申を命ずる
第四年報			
第五年報	24年8月10日	文部書記官申置	帝国大学年報附録は文部省においては強いて必要ではない
第六年報			
第七年報			
第八年報			
第九年報			
第十年報	29年7月2日	文部大臣官房文書課長照会	客年中における各分科大学各学科初級への入学志願者人員、ならびにこれに対して入学を許可された人員を年報調製材料として照会
	29年7月6日	帝国大学書記官通牒	各分科大学に対して文部大臣官房文書課長照会に拠る人員表調製を求める
第十一年報			
第十二年報			
第十三年報	31年10月11日	文部大臣訓令	(何)年報取調条項及諸表様式制定
	32年1月20日	帝国大学書記官通牒	分科大学年報を文部大臣訓令の(何)年報取調条項及諸表様式に拠り差出すよう求める

表2 調査対象期間、調査期日

	文書の日付		調査対象期間、調査期日
第一年報	20年1月13日	総長達	分科大学年報及び東京職工学校の明治19年年報
	同上	総長達(無番号)	図書館及び舎監事務室が明治19年中処理した事項
	20年1月15日	帝国大学書記官申進	分科大学及び東京職工学校が客年中処理した事項
第二年報	20年12月17日	文部大臣訓令	学規・処務・経費は本年中。職員・学生生徒・書籍器械の現在数は年末
	20年12月20日	総長達	各分科大学年報は文部大臣訓令に拠り編成
第三年報	22年1月12日	総長達	分科大学及び舎監・衛生委員の年報の体裁は前年の文部大臣訓令に係る条項を詳具し、教員申報及び所属院・園・台等に係る事項も附載
	同上	総長分達	臨時編年史編纂掛の年報は暦年の調査
第四年報			
第五年報	24年8月10日	文部書記官申置	帝国大学年報附録は文部省においては強いて必要ではない
第六年報			
第七年報			
第八年報	26年12月22日	文部大臣訓令	学事年報中歳入歳出及所有物件に関する事項は会計年度に依り取調べ、その外の事項はなお従前のとおり暦年の調査に依る
第九年報			
第十年報	29年7月2日	文部大臣官房文書課長照会	客年中における各分科大学各学科初級への入学志願者人員、ならびにこれに対して入学を許可された人員
	29年7月6日	帝国大学書記官通牒	各分科大学に対して文部大臣官房文書課長照会に拠る人員表調製を求める
第十一年報			
第十二年報			
第十三年報	31年10月11日	文部大臣訓令	(何)年報取調条項及諸表様式に定められた期日等は未詳
	32年1月20日	帝国大学書記官通牒	分科大学年報を文部大臣訓令の(何)年報取調条項及諸表様式制定に拠り差出すよう求める

表3 『帝国大学年報』の差出し期限、差出日、及び緒言の日付（明治19年～30年分）

年報番号	対象年次	期限を定めた文書の日付	差出し期限	本編差出日	附録差出日	歳入出に関する部分差出日	初学年入学志願者及入学者数差出日	緒言の日付
第一年報	19年分			20.6.4(4)	—	—	—	20.5.
第二年報	20年分	20.12.17	翌年3月限り	21.4.2(2)	21.8.6(6)	—	—	21.3.
第三年報	21年分			22.8.(14)	22.12.26(26)	—	—	22.8.
第四年報	22年分			23.10.27(28)	24.3.26(26)	—	—	23.5.
第五年報	23年分	24.8.10	附録は文部省では強いて必要でない	24.8.(8)	—	—	—	24.
第六年報	24年分			25.8.13(13)	—	—	—	25.7.
第七年報	25年分			26.10.10(10)	—	—	—	26.10.2
第八年報	26年分	26.12.22	歳入歳出及び所有物件に関する事項は5月限り、その他の事項は翌年3月限り	(27.12.1)	—	—	—	—
第九年報	27年分			(28.11.8)	—	—	—	—
第十年報	28年分	29.7.2	客年中における各分科大学各学科初級への入学志願者人員、ならびにこれに対して入学を許可された人員について至急。明年から年報中に	(29.6.27)	—	(29.7.20)	(29.7.30)	—
第十一年報	29年分			未詳	—	未詳	未詳	—
第十二年報	30年分			(31.6.30)	—	(31.11.7)	31.10.12 電話回答	—

差出し日には文面上の日付と送達済の日付との2種類があり、概ね一致しているが、第四年報が一致していないほか、文面には日付の記載がない場合もある。そこで、ここでは、送達済みの日付を括弧内に付記することとした。文面上に全く日付の記載のない場合は、送達済みの日付すべてを括弧内に記した。

表4 部局年報の差出期限

年報番号	対象年次	期限を定めた文書の日付	差出し期限							
			分科大学	東京職工学校	図書館	舎監	会計課	衛生委員	臨時編年史編纂掛	東京天文台
第一年報	19年分	20.1.13	2月末日限り	2月末日限り						
		同上			2月末日限り	2月末日限り				
第二年報	20年分	20.12.20	21.2.15限り				21.2.15限り	21.2.15限り		
		22.1.12	22.2.15限り				22.2.15限り	22.2.15限り		
第三年報	21年分	同上							毎年2.15限り	
		23.1.14	23.2.15限り		23.2.15限り	23.2.15限り	23.2.15限り			
第四年報	22年分	23.1.15							23.2.15限り	23.2.15限り
第五年報	23年分									
第六年報	24年分									
第七年報	25年分	26.1.11	26.2.15限り		26.2.15限り	26.2.15限り	26.2.15限り		*26.2.15限り	
第八年報	26年分	27.1.16	27.2.15限り							
第九年報	27年分	28.3.2	早く							
第十年報	28年分	29.3.6	早く							
		追加分	29.7.6	至急						
第十一年報	29年分									
第十二年報	30年分									

*は臨時編年史編纂掛の後身の文科大学史誌編纂掛に関するもの

表5 印刷本納本配布の例規

例規を定めた文書の日付	
20年1月20日	文部省各部における活版・筆摺版等印刷物中省務参考上要用のもの、直轄学校において印刷した諸規則類は、印刷の都度、10部ずつ文部省総務局記録課へ差出すこと。
21年1月26日 3月7日	刊行書籍は一時の使用に供すために出版したもので、後に参考になるものは内閣文庫に保存するので、内閣記録局図書課へ1部ずつ直接差出こと。
23年8月19日	年報・一覧・規則類を印刷した場合は、明治15年7月14日付け違のとおり、印刷の都度、90部ずつ文部省総務局へ差出すこと。記録課へ差出してきた10部は以後不要。
23年9月 尙定め (文書散佚)	文部省へは以後も10部差出し、他へは従来通り直接大学から送ることにする。(26年2月16日文書から推定)
26年2月16日	明治15年7月14日付け違を改め、年報・一覧・規則類を印刷した場合は、印刷の都度、通達された所要部数を文部省に差出すこと。
同日	明治23年9月の尙定めに従い、今後文部省へは10部差出せばよい。

付……」という文言が見られる。

第二に、『帝国大学年報』には、従来東京大学が編纂していた年報と異なり、組織に対応した階層構造があることである。

明治十九年三月の帝国大学の創設は、旧来の東京大学と工部大学の合併によりなされたが、組織の上では、従来の東京大学の各学部と工部大学校が改組され、法科大学、医科大学、工科大学、文科大学、理科大学の五分科大学が設けられた。さらに明治二十三年六月には農科大学が加えられる。そして各分科大学を統轄し、かつ対外的な窓口となる組織が、総長を中心とした帝国大学の事務組織であり、それは明治二十年代になると「本部」という語で呼ばれ始める。なお本稿では、厳密にはその時点での呼称ではない場合もその呼称を用いることがあるが、『東京大学百年史』の叙述と同様、簡便

のためである。

各分科大学等の部局は年報を作成して本部に、また附属医院のような下位の部局も年報を作成して所属する分科大学に差出している。多くは組織の長から組織の長へ差出す形であったが、法科大学と文科大学のようにそれを示す差出し文や緒言を全く残していない部局もある。その点は、『帝国大学年報』の目次に現れた各部局の年報の名称にも反映しており、法科大学以外の分科大学は「……分科大学長申報」という名称になっている。法科大学の年報は「法科大学申報」となっているが、それは、明治二十六年八月十一日公布の帝国大学令改正まで、帝国大学総長が法科大学長の職務にあたっていたため、長から長へ差出すことが組織上不可能だったことの反映である。総長に差出された段階での部局年報の名称は多少の異同はあるものの、初期には大体「年報」という語が使われている。

各分科大学の年報の体裁は、一貫して『帝国大学年報』と同様の体裁をとることを、総長が求めており、この面でも階層構造をなしている。『帝国大学第一年報』については、帝国大学総長が各分科大学に対して、分科大学年報の体裁として、明治二十年一月十三日付けの総長名の達、及び同月十五日付けの文書で、旧東京大学のものに踏襲することをもとめている。旧工部大学校でも年報が編纂されていたがその体裁は踏襲されなかった。これは、『帝国大学第一年報』が旧東京大学のもを踏襲していることに対応している。『帝国大学第二年報』以降の分科大学年報については、明治二十年十二月二十日付けの総長名の達、学内各部局に対して、同月十七日付けの文

部大臣訓令に従った体裁で年報を差出すことを求めている。また、明治三十一年分の『東京帝国大学第十三年報』以降の分科大学年報も、翌三十二年一月二十日付けの総長名の達が、同様に前述の明治三十一年十月十一日付けの「(何)年報取調条項及諸表様式」に従った体裁で年報を差出すことをもめている。

下位の組織の年報は、上位の組織の年報の一部分とされるにあたって、上位の組織により修正加除の手が加えられている。『帝国大学年報』では、規則の制定改廃、評議会決定など、本部が掌握している全学的な事項に加え、部局から差出された年報が編纂材料とされている。ことに、明治二十二年分の『帝国大学第四年報』までは、部局年報は材料となるだけでなく、多少の修正の上、附録として収録されていた。保存用年報には、目次の部分にその点が記載されているばかりで附録の部分が収録されていないが、附録が実際に差出されていたことは、明治二十一年四月二日付け、八月六日付け、二十二年八月十四日付け、同年十二月二十六日付け、及び二十三年十月二十七日付けの文書から知ることができる。『帝国大学第一年報』の帝国大学総長から文部大臣に宛てた「緒言」(明治二十年五月付け)に「其分科大学及東京職工学校ニ属スル事項ハ附載スル所各自ノ申報ニ詳カナルヲ以テ本報ニハ只其大綱ヲ挙クルノミ」とあり、その時点の『帝国大学年報』の編成の構造がよく示されている。従来の『東京大学年報』中の東京大学豫備門の年報などで既に見られた方式だが、これほど徹底されていなかった。『帝国大学年報』のこのような編纂形態は、明治十八年分までの『文部省年報』が本編の部分のほ

かに直轄学校等の年報を附録として抄録していたのによく似ている。附録の部局年報が、明治二十三年分から廃止されたのは、明治二十四年八月十日付け文書で文部書記官が帝国大学書記官に宛てて、附録の差出しは不要である旨を伝えたことに対応したためだとみられる。こうして、部局年報は、学内に止められるだけのものとなった。その結果であろうか、完成品が作られなくなり、明治二十六年五月十三日付けの農科大学年報明治二十五年分の差出し文には、農科大学年報を「別冊草稿之儘差出」という表現が現れている。

性格に関して読み取れる第三点は、学校の年報としての自己完結性が、次第にうすめられて行くことである。規定上から見ても、明治二十六年十二月二十二日の文部大臣訓令により、明治二十六年分の『帝国大学第八年報』から調査日が暦年末と会計年度末の二つに分れ、差出し日もそれに応じて分れることになった。表3には、差出しがそのように分化されて行く様子が現れている。その結果『文部省年報』の編纂材料としての面が強く機能するようになって、自己完結性の程度が低下することになった。各分科大学の年報の方の低下はもっと早い。実物を見ると、最初の二、三年は、年報として完成した体裁を保っている場合が多いが、理科大学年報などは、すでに明治二十年分でさえ、明治二十一年の二月二十四日と三月二十八日付けに分けて差出されている。後になると、前述の農科大学年報明治二十五年分のように草稿のまま差出す、ということも明言しているものも現れる。

読み取れる点の第四は、年報から学術研究と教育を示す側面が消

え、事務的な報告で構成されたものに変質したことである。明治八年分の『東京開成学校第三年報』以来、実際に行われた学術研究と教育の内実の記録を担っていたのは教師の申報であった。部局年報の実物を確認すると、その申報は明治二十三年分ではかなり減っており、明治二十四年分ではわずかに東京天文台年報中の「教授理学博士寺尾寿申報」「講師芦野敬三郎申報」だけとなり、明治二十六年分の同年報中の同名の二つの申報を最後に消えてしまう。これは、前述の明治二十四年八月十日付けの謝絶で、『文部省年報』に分科大学年報を附録としなくなったことと関わっているのではないかと推定されるが、決定的な資料は見つかっていない。

なお、明治二十三年一月二十九日の文書は、法科大学の非常勤講師が総長に宛てて一学年中初回以外は欠勤したため報告することがない旨を届け出たものである。総長に届け出ているのは法科大学長と総長が兼任であったためと考えられるが、それでも分科大学長に届け出る程度の強制力が、その頃までの教師の申報執筆にあったことがうかがわれる。

翻刻資料の範囲と現存状況

本稿に収録した資料は、明治十九年分から明治三十年分の年報に関する公文書がおもであるため、ほとんどが明治十九年分から三十一一年分の簿冊に編綴されている。本稿で翻刻する期間の資料は、前稿の期間に比べると保存状況が悪く、遺漏が多い。

まず、翻刻した資料が綴じ込まれている簿冊系列の保存状況を述

べ、次に、それらに綴じ込まれた公文書、年報、部局年報の保存状況を述べておくことにしたい。なお、以下の簿冊名は年によって多少の異同があるが、その点は無視する。

調査し、収集した資料は次のとおりである。

・明治十九年分から明治三十年分の『帝国大学年報』に関して、当時作成された公文書。当該史料を含む主要な簿冊系列は『文部省往復』『文部大臣准允』『文部大臣達』『検印録』『分科大学往復』『部局往復』であり、それら簿冊中に収められた全公文書を調査範囲とした。但し別紙を除いた場合もある。またそれらとの関連で見出した公文書を簿冊『諸官庁往復』中から二点収録した。

・保存用年報（『帝国大学年報』）、その草稿、及び部局年報。翻刻には、各緒言（但し原文に緒言という語は用いられていない）だけでなく、関連情報、すなわち表紙・目次・本文冒頭に記された年報名・対象期間、受領・供閲の検印などを含めた。年報名は、『帝国大学年報』編纂の段階で変更の指示がはいっている場合があり、編纂の過程の一端を示している。受領・供閲の検印などは、別途に差出し文がある場合、通常そちらに押されている。

以上のほか、明治十七、八年分の保存用年に関する資料、及び明治三十一年分の年報の差出し関係の資料を収録した。前稿の収録範囲に入る前者を加えたのは、保存用年報の冊子について前稿では拾っていない表紙・目次・本文冒頭に記された情報を本稿の基準で加えることにより、同様の冊子である『帝国大学第一年報』以降と対照できるようにするためである。また、後者を加えたのは、明治三

十一年分で時期が区分される根拠を示すためである。

簿冊各系列の保存状況は次のとおりである。

- 『文部省往復』は、明治十九年分から三十一年分のうち、明治三十年分が散佚している。年報草稿と部局年報が収められている簿冊も『文部省往復』と名付けられているが、背表紙に刻印された題字には特別に「(報告)」という語が加えられており、実質的に別系列の簿冊である。「(報告)」の簿冊は、明治三十一年分まででは明治二十八年分、及び三十年分が欠落している。
- 『文部大臣准允』は、明治十九年分から三十一年分のうち、明治二十二年分から二十六年分にかけてが散佚している。
- 『文部大臣達』は、明治十九年分から三十一年分のうち明治二十七年分以降が散佚している。但し、明治十九年分は『文部省往復』中に綴じ込まれている。
- 『検印録』は、明治十九年分から三十一年分のうち、明治十九年分、二十四年分、及び二十五年分が欠けている。明治二十四、五年分は散佚したと見られるが、明治十九年分は編綴されたかどうかにも疑問が残る。
- 『分科大学往復』は明治十九年分の簿冊のみ存在している。この簿冊は、原議(起案文書)ではなく、送達した実物を保存している点で、他の簿冊と性格が異なっており、以後、編綴されていたかどうか不明である。
- 『部局往復』は、明治二十七年分から三十一年分を調査し、該当するものは一件も見つかっていない。但し、『東京大学百年史』編纂

中に作成された目録によれば明治二十六年分が存在していたはずだが、現在その簿冊は所在不明のため未確認である。

- 保存用年報は、明治十七年分から明治三十一年分以降に到るまで、独立した簿冊として上製本されたものが存在している。なお、部局年報には独立した簿冊は存在せず、また保存用年報に綴じ込まれているわけでもなく、前述のように全て『文部省往復』(報告)中に綴じ込まれている。

以上のような簿冊の保存状況に対して、公文書資料、保存用年報、年報草稿、及び部局年報の現存状況は次のとおりである。

まず、公文書資料の欠落には、簿冊の散佚と収録洩れの二つの場合がある。

簿冊の散佚により欠落、またはその可能性があるのは、少なくとも次の四つである。

- 第一に、明治二十八年分から三十一年分にかけての『文部大臣達』の散佚により、明治三十一年に達せられ、体裁の変化を促したはずの文部大臣訓令戊文甲四二二号の内容を確認することができない。また他にもその期間の文部大臣からの達、訓令の類が欠けている可能性がある。
- 第二に、明治二十二年分から二十六年分にかけての『文部大臣准允』が散佚していることにより、制度上重要な変更が欠けている可能性が残されている。

第三に、明治三十年分の『文部省往復』が散佚しているために、同年中に文部省との間で往復された文書が欠けている。

第四に、明治二十四、五年の『検印録』が散佚しているために、少なくとも両年の学内に対する差出しの督促が欠けている。

以上の四系列の簿冊については、欠本の場合、翻刻資料の各年の冒頭に註記した。

収録洩れの方は、各簿冊の編綴基準が必ずしも毎年同じではないことにより生じている。例えば、『帝国大学年報』の差出し文は明治二十九年分年報のもの（明治三十年分『文部省往復』欠本のため）を除いて全て現存しているが、前稿で翻刻した明治十八年分の『東京大学第五年報』以前の時期は、『文部省往復』が欠けていないにもかかわらず、保存されていない年がかなりある。

次に、保存用年報については、明治十七年分から明治三十一年分以降に到るまでの全ての簿冊が独立して存在している。表6に示したとおりである。なお、工部大学校の年報は東京大学の学内には現存していないと見られている。

保存用年報は、差出した正本を写した副本ではなく、正本完成の最終段階に近いある段階の原稿であるように思われる。その原稿の段階が年によって異なっており、二段階に分けられるようである。編纂用の朱の入った段階の草稿を製本したものと、草稿供閲の結果による指示を受けて書き直し、文部大臣への浄書版を作成する直前の段階の草稿（写しである可能性も否定できないが）を製本したものの二段階である。前者に該当するのは、明治十七年分の『東京大学第四年報』、及び明治十九年分の『帝国大学第一年報』であり、その他の後者に該当する。

補註 筆者は、復刻本第二巻の解説（五一〇頁）において、『東京大学第四年報』が印刷直前までいっていただけと判断する根拠として、保存用年報に書込まれた指示を挙げたが、根拠とするのは不適切である。その指示の中には、印刷のために書き加えられたものがないとは限らないが、少なくとも、それらの大多数は、文部大臣へ差出す正本を浄書するための指示、と考えるのが妥当である。

最後に、『文部省往復』中の年報草稿と部局年報の残存状況も、保存用の年報とともに表6に示したとおりである。

年報用草稿は小型野紙に書かれており、保存用年報とは紙面の大きさが異なっている。また、『東京大学第四年報』と『帝国大学第一年報』の保存用年報にはかなり修正の指示が入っており、それらの草稿と同じ編集段階の草稿のようにも思われるが、野紙が小型野紙ではないので完全に同じ段階ではないらしい。『文部省往復』中にある明治二十八年分、三十年分の年報の草稿は、それらとはまたやや段階が異なっているらしい。特に明治三十年分の方には「副本」という書込みもある。明治二十八年分の方は明らかに最終段階に近い草稿であるが、明治三十年分の方も、副本のはずであるにもかかわらず多少の書込みがある。三十年分の方は、最終段階により近い草稿ではなく、あるいは完成後に修正が加えられた可能性もある。

部局年報は、明治二十七年分以降少なくとも明治三十年代後半までにかけて欠落しているが、それ以前も欠落が多い。それには、二つの原因が考えられる。一つは、収録簿冊が編綴された時期がかなり遅かったことである。製本の様子や目次の用紙などから見て、昭和に入ってから編綴されたのではないかと思われる。大正八年分以

降昭和六年分までの『文部省往復』の各簿冊とはほぼ同様の製本で、目次の記法は大正十年分以降と同様のペン書きとなっている。もう一つは、部局年報として差出された実物の一部が年報用草稿作成に利用されたことである。それがはっきりわかるのが、明治二十四、五の兩年分の草稿である。転記する手間を省くために、帝国大学植物園の表の部分の実物（「理科大学」青色小型一〇行罫紙使用）が抜取られて草稿中に挿入されている。そのような草稿作成方法をとれば原本が残ることとはありえないわけである。明治二十六年分以降については草稿が残っていない（二十八年分と三十年分は草稿よりも写しに近い）ため確認できないが、やはり同様のことがあったのではないかと想像される。もっとも、明治二十六年分の東京天文台年報については、『帝国大学第八年報』本体に収録されているもかかわらず実物も現存しているので、そのような転用は一部のことであつたかもしれない。

表6 保存用年報、年報草稿及び部局年報の保存状況

- ①は差出文、②は表紙、③は緒言、④は目次、⑤は本文の存在を示す。
 (5)は、本文が所属部局年報中に編集済みの上収録されているもの。
 ⑤は下位部局等の年報で、本文が東京大学年報あるいは帝国大学年報中に編集済みの上収録されているもの。
 ⑬は差出文か緒言か区別のはっきりしないもの。

	帝国大学 (東京大学)	帝国大学 (草稿)	法科大学	医科大学	工科大学	文科大学	理科大学	農科大学
17年分	②③④⑤							
18年分	③④⑤							
19年分	③④⑤		② ⑤	②③④⑤	②③④⑤	② ⑤	② ⑤	
20年分	① ③④⑤	① ③④⑤	② ④⑤	③④⑤	②③④⑤	② ⑤	③ ⑤	
21年分	①②③④⑤	②③④⑤	② ⑤	② ⑤	②③④⑤	② ⑤	① ⑤	
22年分	① ③④⑤		② ⑤	⑤	②③④⑤	② ⑤	①② ⑤	
23年分	①②③④⑤	②③④⑤	② ⑤		②③④⑤	② ⑤		
24年分	① ③④⑤	②③④⑤	② ⑤			② ⑤	① ⑤	
25年分	①②③④⑤	②③④⑤	② ⑤			② ⑤		① ⑤
26年分	① ④⑤					② ⑤	② ⑤	
27年分	① ④⑤							
28年分	① ④⑤	③④⑤						
29年分								
30年分	① ④⑤	③④⑤						

	東京職工 学校	東京天文台	植物園	舎監	第一医院	第二医院	臨時編年史 編纂委員長
17年分				⑤		⑤	⑤
18年分	①			⑤		⑤	⑤
19年分	②③④⑤		(5)	② ⑤	(5)	(5)	
20年分			(5)	② ⑤	(5)	(5)	
21年分		②③④⑤	② ⑤	② ⑤	⑬ ⑤	① ⑤	⑬ ⑤
22年分		②③④⑤	② ⑤	② ⑤	(5)	(5)	⑬ ⑤
23年分							
24年分		①②③④⑤		⑬ ⑤			
25年分				⑬ ⑤			
26年分		②③④⑤⑤		⑤			
27年分			⑤	⑤			
28年分			⑤	⑤			
29年分			⑤	⑤			
30年分			⑤	⑤			

明治20年分理科大学年報には追加がある。
 明治22年分医科大学年報には別に「婦人科入院患者調査表」がある。
 明治22年分理科大学年報には別に教師申報がある。
 明治23年分理科大学年報には別に教師申報がある。

明治21年文科大学年報には別に教員申報がある。
 明治22年分理科大学年報には表紙が2枚ある。
 明治23年分理科大学年報には簡易講習科のものがある。

謝 辞

資料の判読に当って、東京大学大学院人文科学研究科博士課程の田浦雅徳氏の協力を得、また本資料の探索にあたって東京大学史料室室員の鈴木敏行事務官（庶務部庶務課広報掛）から多大の便宜をはかっていただいた。誌上を借りて厚くお礼申し上げます。

付 記（前稿の補遺及び正誤）

前稿の発表後に発見した前稿の時期の公文書を翻刻の末尾の補遺の部分に、前稿の翻刻の方法に従って掲げた。

また前稿に、次のような誤りがあったので訂正する。

誤 正

七一頁表3
十六年十二月三日 「この一年に限り」の項
七文字

削除

七二頁上段一〇行 その年限りのものであったためである。
その年限りのものであったためだろうか。

九二頁上段一四行 御行替有之様
御引替有之様

九二頁中段二三行 行替有之度
引替有之度

註

- (1) 所澤潤「大学年報の成立と展開——開成学校から旧東京大学末まで——」『東京大学史紀要』第十一号、一九九三年、六五—一二二頁
- (2) 所澤潤「東京大学年報の形成と標準化」東京大学史料研究会（編）『東京大学年報』（史料叢書東京大学史）第二卷、一九九三年、四七七—五二三頁
- (3) 所澤潤「東京大学年報の体裁の変遷と統合された統計資料——明治三十二年まで——」『東京大学史料研究会（編）『東京大学年報』（史料叢書東京大学史）第三卷、一九九三年、三八七—四〇八頁
- (4) 明治三十五年十二月十一日付けの「東京帝国大学総長職務規程」中改正には、「第一条第一項中「高等官ノ」ノ下ニ「任地外居住」ヲ加フ」と書かれている。明治二十六（一八九三）年九月二十二日付けの改正「帝国大学総長職務規程」の第一条は「勅任官ノ除服出仕暇願ハ総長ヨリ文部大臣ニ具申シ其委任官ニ於ケルハ文部大臣ノ委任ニ依リ之ヲ判行スルコトヲ得ノ學術研究ノ為ニ高等官ヲ内地ニ出張セシムルハ総長ノ判行ニ任ス」となっており、全く対応していない。規程の名称が「帝国大学……」から既に「東京帝国大学……」に変わっていることからみて、明治三十年に京都帝大が創設されたことともなう改正で、条文にかなりの手直しがあったとみられる。
- (5) iii—iv頁。但し「帝国図書館年報諸表様式」については目次のみ翻刻され、様式自体は省略されている。
- (6) 『東京大学年報』について(1)～(4)「東大百年史編集室通信No.5～8」『学内広報』三三三五号六頁（一九七六年七月十二日）、三四〇号六頁（一九七六年十月四日）、三四五号三頁（一九七六年十一月八日）、三五〇号七頁（一九七六年十二月十三日）
- (7) 東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』部局史四、昭和六十二年、一〇一七—一〇一八頁

二 資料

年報別資料索引

資料は年月日順で排列してあるので、ここには年報毎の関連資料をまとめた索引を掲げる。日付けは、文面上の日付けと送達済みの日付けを用いた。

資料は、各年分ごとについて概ね内容を次の六つに分類した。①差出要求・体裁・内容・期限 ②差出・遅延・督促 ③正誤修正・内容問合せ、

④印刷・配付、⑤保存用年報(差出文を含む)及び年報草稿、⑥部局年報等(差出文を含む)。それぞれの内の排列は、文部大臣、文部省内課長、総長、書記官、部局順位の順に従うこととし、差出者と宛て名のいずれか高い順位の方をとって排列し、全く同じ順位の場合、日付け順とした。

差出人と宛て名を矢印の向きで示した。へは文部省と帝国大学の間の往復で、矢印の上が文部省側、下が学校側であり、はは大学内の往復で、矢印の上が本部、下が部局である。また、一は他官庁と帝国大学の往復で、矢印の上が相手側、下が大学側である。往復は、宛て名・発信者が明記されていない場合()でくくった。

資料の内、例規として機能したものは◆を附し、最初に効力の及んだと考えられる年報のところに掲げた。

東京大学第四年報関係

⑤保存用年報(差出文を含む)及び年報草稿

資料 十三・一 a (明治18年9月) (文部卿、総理)

東京大学第五年報関係

①差出要求・体裁・内容・期限

資料 十四・一 a (明治19年5月15日) (書記官)

↓ 医科大学長・文科大学長・理科大学長・法科大学

資料 十四・八 (明治19年12月24日) (総長↑東京職工学校管理) (文部大臣、農商務大臣)

④印刷・配付

◆資料 十四・七 (明治19年12月18日) (総務局長↓総長)

⑤保存用年報(差出文を含む)及び年報草稿

資料 十四・二 a (明治19年8月) (文部大臣↑総長)

帝国大学第一年報関係

①差出要求・体裁・内容・期限

資料 十四・三 (明治19年5月) (文部大臣↑総長)

◆資料 十四・四 (明治19年6月15日) (文部大臣↓帝国大学)

④印刷・配付

◆資料 十五・四 (明治19年1月20日) (記録課↓帝国大学)

⑤保存用年報(差出文を含む)及び年報草稿

資料 十五・十三 (明治20年5月) (文部大臣↑総長)

資料 十五・十四 (明治20年6月4日) (報告課長↑書記官)

⑥部局年報等(差出文を含む)

資料 十五・九 (明治20年) (総長↑法科大学)

資料 十五・六 (明治20年2月28日) (総長↑医科大学代理)

資料 十五・八 (明治20年3月10日) (総長↑工科大学)

資料 十五・十 (明治20年) (総長↑文科大学)

資料 十五・十一 (明治20年) (総長↑理科大学)

資料 十五・七 (明治20年2月) (総長↑植物園管理)

資料 十五・十二 (明治20年) (総長↑全監)

資料 十四・五 (明治19年8月) (総長↑東京職工学校管理)

資料 十四・六 (明治19年10月27日) (総長↑東京職工学校管理)

(文部大臣、農商務大臣)

資料 十五・五 (明治20年2月26日) (総長↑東京職工学校管理) (文部大臣、農商務大臣)

↓ 東京職工学校管理

帝国大学第二年報関係

①差出要求・体裁・内容・期限

◆資料 十五・十五 (明治20年12月17日) (文部大臣↓直轄学校)

資料 十五・一 (明治20年1月13日) (総長)

↓ 分科大学、東京職工学校

◆資料 十五・十六 (明治20年12月20日) (総長)

↓ 分科大学、會監、衛生委員

資料 十五・二 (明治20年1月13日) (総長↓図書館會監事務室)

資料 十五・三 (明治20年1月25日) (書記官)

↓ 各分科大学、東京職工学校

②差出・遅延・督促

資料 十六・九 (明治21年3月23日) (文部大臣↓総長)

③正誤修正・内容問合せ

資料 十六・十七 (明治21年4月30日) (報告課↑帝国大学書記)

④印刷・配付

資料 十六・七 (明治21年3月7日) (記録課長↓総長)

資料 十六・八 (明治21年3月8日) (記録課長↑総長)

◆資料 十六・一 (明治21年1月26日) (内閣記録局長↓書記官)

資料 十六・二 (明治21年2月3日) (内閣記録局長↑書記官)

⑤保存用年報(差出文を含む)及び年報草稿

資料 十六・十五 (明治21年3月) (文部大臣↑総長)

資料 十六・十六 (明治21年4月2日) (報告課長↑書記官)
資料 十六・十八 (明治21年8月6日) (報告課長↑書記官)
資料 十六・十四 (明治21年) (《供聞》)

⑥部局年報等(差出文を含む)

資料 十六・十一 (明治21年) (《総長》↑(法科大学))
資料 十六・十二 (明治21年) (《総長》↑(文科大学長))
資料 十六・三 (明治21年2月15日) (《総長》↑(医科大学長))
資料 十六・五 (明治21年2月) (《総長》↑(工科大学長))
資料 十六・四 (明治21年2月24日) (《総長》↑(理科大学長))
資料 十六・十 (明治21年3月28日) (《総長》↑(理科大学))
資料 十六・六 (明治21年2月) (《総長》↑(植物園管理))
資料 十六・十三 (明治21年) (《総長》↑(倉監))

帝国大学第三年報關係

①差出要求・体裁・内容・期限

◆資料 十七・一 (明治22年1月22日) (《総長》↓(分科大学・衛生委員))
◆資料 十七・二 (明治22年1月12日) (《総長》↓(臨時編年史編纂掛))
②差出・遅延・督促
資料 十七・十三 (明治22年8月3日) (報告課長↑書記官)

⑤保存用年報(差出文を含む)及び年報草稿

資料 十七・十五 (明治22年8月14日) (文部大臣↑総長)
資料 十七・十六 (明治22年8月) (文部大臣↑総長)
資料 十七・十七 (明治22年8月14日) (報告課長↑書記官)
資料 十七・二十 (明治22年12月26日) (報告課長↑書記官)
⑥部局年報等(差出文を含む)
資料 十七・四 (明治22年) (《総長》↑(法科大学))
資料 十七・十一 (明治22年) (《総長》↑(法科大学))

資料 十七・十 (明治22年) (《総長》↑(医科大学長))
資料 十七・十八 (明治22年12月17日) (医科大学長)
↑第一 医院長心得代理

資料 十八・十八 (明治23年10月27日) (報告課長↑書記官)
資料 十九・三 (明治24年3月26日) (報告課長↑書記官)

⑥部局年報等(差出文を含む)

資料 十七・十九 (明治22年12月5日) (医科大学長↑第一 医院長)
資料 十七・七 (明治22年2月) (《総長》↑(科大学長事務取扱))
資料 十七・五 (明治22年) (《総長》↑(文科大学長))
資料 十七・六 (明治22年) (《総長》↑(文科大学長))
資料 十七・十一 (明治22年) (《総長》↑(理科大学長))
資料 十七・八 (明治22年2月) (《総長》↑(東京天文台長))
資料 十七・九 (明治22年3月) (《総長》↑(植物園管理))
資料 十七・三 (明治22年2月15日) (《総長》↑(臨時編年史編纂委員))
資料 十七・十四 (明治22年) (《総長》↑(倉監))

帝国大学第四年報關係

①差出要求・体裁・内容・期限

資料 十八・一 (明治23年1月) (書記官室)
↓各分科大学・図書館・倉監室・会計課
資料 十八・二 (明治23年1月15日) (書記官)
↓天文台長事務取扱編年史編纂委員

②差出・遅延・督促

資料 十八・三 (明治23年1月29日) (帝国大学総長)
↑訴訟演習講師

④印刷・配付

資料 十八・十七 (明治23年8月19日) (総務局長↑総長)

⑤保存用年報(差出文を含む)及び年報草稿

資料 十八・十六 (明治23年5月) (文部大臣↑総長)

帝国大学第五年報關係

①差出要求・体裁・内容・期限

◆資料 十九・九 (明治24年8月) (文部書記官↑書記官)
⑤保存用年報(差出文を含む)及び年報草稿
資料 十九・六 (明治24年) (文部大臣↑総長)
資料 十九・七 (明治24年) (文部大臣↑総長)
資料 十九・八 (明治24年8月8日) (報告課長↑書記官)

⑥部局年報等(差出文を含む)

資料 十九・四 (明治24年) (《総長》↑(法科大学))
資料 十九・一 (明治24年2月) (《総長》↑(工科大学長))
資料 十九・五 (明治24年) (《総長》↑(文科大学長))

資料 十九・二 (明治24年2月) 《総長↑理科大学長》

帝国大学第六年報關係

⑤保存用年報(差出文を含む)及び年報草稿

資料 二十・六 (明治25年7月) 《文部大臣↑総長》

資料 二十・七 (明治25年7月) 《文部大臣↑総長》

資料 二十・八 (明治25年8月13日) 《報告課長↑書記官》

⑥部局年報等(差出文を含む)

資料 二十・四 (明治25年) 《総長↑法科大学》

資料 二十・五 (明治25年) 《総長↑文科大学長》

資料 二十・二 (明治25年2月20日) 《総長↑理科大学長》

資料 二十・一 (明治25年2月8日) 《理科大学長↑東京天文台長》

資料 二十・三 (明治25年2月23日) 《書記官室↑會監事務室》
及び《総長↑東京天文台長》

帝国大学第七年報關係

①差出要求・体裁・内容・期限

資料 二十一・一 (明治26年1月11日) 《書記官室》

↓分科大学・図書館・会計課・會監事務室・史誌編纂

資料 二十一・二 (明治26年2月14日) 《書記官室↑會監事務室》

④印刷・配付

資料 二十一・三 (明治26年2月16日) 《文部大臣↑直轄各部》

資料 二十一・四 (明治26年2月16日) 《文書課長↑総長》

⑤保存用年報(差出文を含む)及び年報草稿

資料 二十一・九 (明治26年10月2日) 《文部大臣↑総長》

資料 二十一・十 (明治26年10月2日) 《文部大臣↑総長》

資料 二十一・十一 (明治26年10月10日) 《報告課長↑書記官》

⑥部局年報等(差出文を含む)

資料 二十一・七 (明治26年) 《総長↑法科大学》

資料 二十一・八 (明治26年) 《総長↑文科大学》

資料 二十一・五 (明治26年5月13日) 《書記官室↑農科大学》

帝国大学第八年報關係

①差出要求・体裁・内容・期限

資料 二十一・六 (明治26年9月22日) 《文部大臣↑総長》

◆資料 二十一・十二 (明治26年12月22日) 《文部大臣》

↓直轄各部(震災豫防調査会・東京学士会院を除く)

資料 二十一・一 (明治27年1月11日) 《書記官室↑分科大学》

⑤保存用年報(差出文を含む)及び年報草稿

資料 二十一・五 (明治22年) 《文部大臣↑(総長)》

資料 二十一・六 (明治22年12月1日) 《文部大臣↑総長》

⑥部局年報等(差出文を含む)

資料 二十二・三 (明治27年) 《総長↑文科大学長》

資料 二十二・四 (明治27年) 《総長↑理科大学長》

資料 二十二・二 (明治27年2月27日) 《総長↑東京天文台長》

帝国大学第九年報關係

①差出要求・体裁・内容・期限

資料 二十三・一 (明治28年3月2日) 《書記官室↑各分科大学》

②差出・遅延・督促

資料 二十三・二 (明治28年7月2日) 《文書課長↑総長》

資料 二十三・三 (明治28年10月4日) 《文書課長↑総長》

⑤保存用年報(差出文を含む)及び年報草稿

資料 二十三・四 (明治28年) 《文部大臣↑総長》

資料 二十三・五 (明治28年11月8日) 《文部大臣↑総長》

帝国大学第十年報關係

①差出要求・体裁・内容・期限

資料 二十四・一 (明治29年3月6日) 《書記官室↑各分科大学》

◆資料 二十四・十一 (明治29年7月2日) 《文書課長↑総長》

資料 二十四・十二 (明治29年7月3日) 《書記官↑各分科大学長》

②差出・遅延・督促

資料 二十四・二 (明治29年4月14日) 《文書課長↑総長》

資料 二十四・三 (明治29年5月15日) 《文書課長↑総長》

資料 二十四・四 (明治29年5月29日) 《文書課長↑総長》

資料 二十四・五 (明治29年5月30日) 《文書課長↑総長》

資料 二十四・六 (明治29年6月19日) 《文書課長↑総長》

⑤保存用年報(差出文を含む)及び年報草稿

資料 二十四・七 (明治29年) 《文部大臣↑(総長)》

資料 二十四・八 (明治29年) 《文部大臣↑(総長)》

資料 二十四・九 (明治29年6月27日) 《文部大臣↑総長》

資料 二十四・十 (明治29年) 《議決定》

資料 二十四・十七 (明治29年7月20日) 《文部大臣↑総長》

資料 二十四・二十 (明治29年7月30日) 《文部大臣↑総長》

⑥部局年報等(差出文を含む)

資料 二十四・十四 (明治29年7月16日) 《帝國大学↑法科大学》

資料 二十四・十三 (明治29年7月6日) 《書記官↑医科大学》

資料 二十四・十六 (明治29年7月18日) 《帝國大学↑工科大学》

資料 二十四・十九 (明治29年) 《書記官↑文科大学》

資料 二十四・十八 (明治29年7月21日) 《書記官↑理科大学》

資料 二十四・十五 (明治29年7月16日) 《書記官室↑農科大学》

帝国大学第十一年報關係

②差出・遅延・督促

資料 二十五・一 (明治30年4月17日)《書記官↓各分科大学長》

⑤保存用年報(差出文を含む)及び年報草稿

資料 二十五・二 (明治30年) (〱(文部大臣)↑(総長)〱)

帝国大学第十二年報關係

①差出要求・体裁・内容・期限

資料 二十六・九 (明治31年10月8日)《文書課長↓総長》

資料 二十六・十 (明治31年10月10日)《書記官↓各分科大学長》

②差出・遅延・督促

資料 二十六・一 (明治31年4月11日)《文書課長↓総長》

資料 二十六・三 (明治31年4月27日)《文書課長↓総長》

資料 二十六・四 (明治31年4月29、28日)《文書課長↑総長》

及び《書記官↓医・文・農科大学長》

資料 二十六・五 (明治31年5月19日)《文書課長↓総長》

資料 二十六・十七 (明治31年10月14日)《文書課長↓総長》

資料 二十六・二 (明治31年4月15日)《書記官》

↓医・工・文・農科大学長》

⑤保存用年報(差出文を含む)及び年報草稿

資料 二十六・六 (明治31年) (〱(文部大臣)↑(総長)〱)

資料 二十六・七 (明治31年) (〱(文部大臣)↑(総長)〱)

資料 二十六・八 (明治31年6月30日)《文部大臣↑総長》

資料 二十六・十八 (明治31年11月17日)《文部大臣↑総長》

⑥部局年報等(差出文を含む)

資料 二十六・十一 (明治31年10月10日)《書記官室》↑法科大学

資料 二十六・十二 (明治31年) (〱(書記官室)↑医科大学

資料 二十六・十三 (明治31年) (〱(書記官↑工科大学長》

資料 二十六・十六 (明治31年10月12日)《書記官↑文科大学》

資料 二十六・十四 (明治31年10月11日)《書記官↑農科大学長》

東京帝国大学第十三年報關係

①差出要求・体裁・内容・期限

◆資料 二十六・十五 (明治31年10月11日)《文書課長↓総長》

資料 二十六・十九 (明治31年12月9日)《文書課長↓総長》

◆資料 二十七・一 (明治32年1月20日)《書記官↓各分科大学長》

補遺(末尾に掲載)

開成学校・法理文学部關係

資料 九・補遺一 (明治14年9月8日)《官立学務局記録係

↓東京大学書記》

資料 九・補遺三 (明治14年9月13日)《官立学務局記録係

↑東京大学庶務課》

凡例

- 1 資料は年月日順に排列し、前稿の整理番号を引き継いだ。前稿と重出する資料は、前稿の番号に a を付けた。日付けの優先順位は、順に、文面上の年月日、送達済の年月日、起案の年月日、受領の年月日とした。但し、日がないものはその月の分の末尾に集め、月のない部局年報は草稿及び保存用年報の直前に集めた。また、草稿は緒言の文面上の日付けが保存用年報と同一なので、保存用年報の直前に掲げた。なお、原簿冊中の編綴順序は凡例末尾の表 7 のとおりである。
- 2 簿冊の名称は「」で囲んだ。
- 3 原文書中の各頁、各丁に記されている頁、丁の数字は省略した。また、保存簿冊編綴のために書込まれた指示は原則として起こさなかった。
- 4 漢字は原意を損わない限り、人名も含め常用漢字体のあるものは常用漢字体に改めた。判読できない箇所は一字当り一個の□で示した。虫喰いで判読できない□には「虫喰」と傍註し、その文字が推定できる場合は、推定した文字を「虫喰（）」の括弧内に示した。
- 5 翻刻にあたっては、なるべく原文の文字排列を活かすように努めたが、起案、供閲等の検印の排列は別途に整理して掲げた。
- 6 朱記部分は太字で掲げた。また、削除については、朱による削除を——で、墨筆による削除を——で示した。
- 7 原文中には紙を貼って訂正した部分が見られる。それについては、訂正前のは起こさないが、修正後

の文字に。を付した(抹消を除く)。また、削って削除修正してある部分も見られるが、それらについては、記しを付けなかった。

- 8 文書に挿入された部分を示すために「〔〕」「〔〕」を用いた。その区別は次の通り。

〔〕…文書中に墨筆、又は朱により加筆された部分。朱記加筆の場合は太字とした。

〔〕…解題者による簡単な註記。はっきりと判読できないものには「カ」と傍註し、文字が、本来記入される筈のものと異なる場合には「ママ」と傍註した。

〔〕…蒔莢版において、別途に書き加えられた部分。青墨は蒔莢版印刷文字とはば同色。

- 9 資料番号の次に出版を掲げた。番号は、現在、簿冊に付けられている庶務部による番号である。『文部大臣達』『検印録』などの簿冊は数年分が一冊に綴じられている場合がある。混乱をさけるため、『文部大臣准允』と『検印録』についてはその内の当該資料の含まれている年のみを掲げた。丁番号は資料の冒頭のものも掲げた。実際には数丁に及んでいる場合もある。

10 ◎の下に次のように文書の種類を示した。その際に保存用年報、草稿及び差出し文は別扱いとした。

(1) 一般的文書

- 発信文書(稟議書)
- 発信文書(差出文稟議書)
- 発信文書(回収後の実物)

• 受領文書(回達写し)

• 達(稟議書)

達は、総長による学内宛ての達である。

(2) 年報及び年報の差出し文関係文書

• 保存用年報(差出文+表紙+緒言+目次+本文)但し、()内の各項目については該当するものがある場合だけ掲げる。なお、右の各項目のほかに次のような項目を掲げた場合がある。

- (イ)追加や二つに分れているものがある場合、「本文追加分」「本文①」「本文②」「表紙①」「表紙②」とした。

(ロ)差出文と緒言の区別が明確でない場合、「差出文緒言」とした。なお、次のものは差出文と見做した。本文と用紙が違うもの。宛て先が帝国大学総長や部局の長でなく、書記官室となっているもの。文書番号のついたもの。

• 部局定期報告(差出文+表紙+緒言+目次+本文)但し、()内については前項と同様。

• 部局年報(差出文+表紙+緒言+目次+本文)但し、()内については前項と同様。

- 11 発信文書、達、及び内部決裁文書については、書面上の情報を次のように整理して掲げた。記載のない場合は原則として掲げていない。

(1)①用紙の色、大きさ、行数、及び書かれている部局

名。袋綴じか否かの別は示さない。発信文書の用紙は茶色と青色に二分できるが、どのように使い分けられていたか不明である。青色は小型のみであり、茶色の方は、通常の大きさと小型のものがあるが、小型の方は稟議・下書きに用いられている。罫紙に書かれている部局等の名称は「」でくくって示した。横書きの場合は、文字を横倒しにした。なお、罫紙以外の用紙を用いた部分や、貼り足した部分については、以上の情報は原則として省略した。

②「」内は、年報、年報草稿及び部局年報等の標題と期間。修正が加えられている場合、↓で示した。

③本稿中の関連資料の翻刻資料番号。

②①文書番号。但し、稟議書の場合、文書番号は後から記入され、記入される場所が一定していないので、文面上に現れる場合はその場所に「【番号②】①記入あり」と記した。番号がない場合は、番号なしとした。

②①起案の日付けと起案の際の役職名と検印。日付けと印は同一行にない場合もあるが、その別は示さなかった。前稿では、罫線外に書かれているものについては「」内に示したが、本稿では区別していない。

(四)起案を受けて決裁する側の印。検印の㊦、花押は、文書上に示されている役職の上下に従った。同じ高さで書かれている場合は境目に／を入れ、

下げて書かれている場合には境目に／／を入れ
た。

(イ)稟議または供閲の際に書込まれた文書内容に
関
わった指示。

③①文書を実際に発信したことに
関する情報。例え
ば「一月十五日／送達済」等の情報。

(ロ)文書の発信方法
ついでにの指示、例
えば「至急」

③①㊦の文字。「」内に掲げた。

②割り印の文字。「」内に掲げた。

(4)その他、文書に書込まれた情報

12 受領文書、受領した部局年報については、発信者側で記載した情報を▽の下に、受信者側で記載した情報を▼の下に掲げたほか、書面上の情報を次のように整理して掲げた。

(1)①用紙の色、大きさ、行数、書かれている部局名。

袋綴じか否かの別は示さない。外部からの受領文書は、罫紙の場合、茶色のみであるが、学内各部局からの受領文書は形態が一定していない。また、菟蓐版の場合もあり、罫紙でない場合「無罫紙(菟蓐版印刷物)」のように示した。罫紙に書かれている部局等の名称の扱いは、発信文書の場合と同様。罫紙以外の用紙を用いた部分や、貼り足した部分についても同様。

③本稿中の関連資料の翻刻資料番号

②①関連文書の番号が記載されている場合、それを転記。

②②(イ)收受の際の日付け、役職と検印。日付けと印は

同一行にない場合もあるが、その別は示さな
った。前稿では、罫線外に書かれているもの
については「」内に示したが、本稿では区別
していない。

(ロ)供閲の際、書込まれた文書内容に
関
わった指示。

③文書受領後の文書処理、例
えば回答、供閲、学
内
通知に
関
係した
もの。

③①㊦の文字。「」内に掲げた。

②割り印の文字。「」内に掲げた。

(4)その他、文書に書込まれた情報

③③その他、下位部局から本部に上がってくる過程で、発信した部局または経由した所属部局で押された印

(4)その他、文書に書込まれた情報

13 本文中に書かれた部分に註記する場合、*を傍点として付し、別途に*の下に説明を付した。

14 関連文書、またその他、註記の必要がある場合、+の下に掲げた。

15 ㊦、㊦、割り印の文字はそのまま「」内に示した。

朱印は太字とし、改行のある場合、／により示した。但し、外山正一の㊦の文字は横書きで円形に排列されているので／を入れなかった。㊦の【ナゴヤムツ】は名児耶六都のもの、【冢冨】は富塚冨のもの、【平勝】は平野勝のものである。

16 花押は【花押(人名)】又は【花押(未判読)】のようにした。朱記の場合、太字とした。

表7 部局年報の編綴順序

明治19年分『文部省往復』(報告) 明治十年、二十年

資料番号	部局名	備考
15・9	法科大学	
15・6	医科大学	
15・8	工科大学	
15・10	文科大学	
15・11	理科大学	
15・7	理科大学	帝国大学植物園
15・12	舎監事務室	
15・5	東京職工学校	

明治20年分『文部省往復』(報告) 明治二十一年A82

資料番号	部局名	備考
16・14	帝国大学年報草稿	
16・5	工科大学	
16・11	法科大学	
16・9	医科大学	
16・4	理科大学	
16・10	理科大学	追加部分
16・6	理科大学	帝国大学植物園
16・13	舎監事務室	
16・12	文科大学	

明治21年分『文部省往復』(報告) 明治二十二年A83

資料番号	部局名	備考
17・15	帝国大学年報草稿	
17・5	文科大学	
17・6	文科大学	教師申報
17・4	法科大学	
17・12	法科大学	教師申報
17・10	医科大学	
17・18	医科大学	第一医院
17・19	医科大学	第二医院
17・11	理科大学	
17・8	理科大学	東京天文台
17・9	理科大学	帝国大学植物園
17・3	臨時編年史編纂掛	
17・14	舎監事務室	
17・7	工科大学	

明治22年分『文部省往復』(報告) 明治二十三年A87

資料番号	部局名	備考
18・8	法科大学	
18・3	法科大学	「報告書二付御届」
18・9	医科大学	
18・10	医科大学	婦人科入院患者調査表
18・13	理科大学	
18・14	理科大学	教師申報
18・4	理科大学	帝国大学植物園
18・6	理科大学	東京天文台
18・5	臨時編年史編纂掛	
18・12	文科大学	教師申報
18・11	文科大学	
18・7	工科大学	

明治23-24年分『文部省往復』(報告) 明治二十四、五年A93

資料番号	部局名	備考
20・6	帝国大学年報草稿	24年分
19・1	工科大学	23年分
19・4	法科大学	23年分
19・2	理科大学	23年分、簡易講習料
19・5	文科大学	23年分
19・6	帝国大学年報草稿	23年分
20・5	文科大学	24年分
20・3	舎監事務室	24年分
20・1	理科大学	24年分、東京天文台
20・2	理科大学	24年分
20・4	法科大学	24年分

明治25-26年分『文部省往復』(報告) 明治二十六、七年A96

資料番号	部局名	備考
21・9	帝国大学年報草稿	25年分
21・8	文科大学	25年分
21・7	法科大学	25年分
21・2	舎監事務室	25年分
21・5	農科大学	25年分
22・4	理科大学	26年分
22・3	文科大学	26年分
22・2	理科大学	26年分、東京天文台

翻刻資料

文部卿〔伯爵〕大木喬任殿

但右申報ハ本月三十一日迄ニ御回付有之様致度此旨附
述候也

明治十九年五月十五日

資料十三・三 a

「東京大学第四年報」

◎保存用年報（表紙＋緒言＋目次＋本文）

・草稿を製本したものとみられる。

・差出文の文書はなし

表紙

(1) ①無罫紙

(4) 右上部に書込み「甲号」

緒言

(1) ①「東京大学」茶色一三行罫紙

十月を「文部省年報」から補った

東京大学第四年報編纂成ル例ニ遵テ繕写進呈ス此年間ニ
於テハ理学部中造船学科ノ創設ヲ以テ較著ナルモノトシ
餘ハ前年ニ比シテ甚シク更革更改セシ件項アラズ但報中
特ニ植物園圖書機器品課ノ学年表ヲ削除スルモノハ三所
共二十七年中ヲ以テ〔各々〕其所屬ノ学部ヨリ移シテ東
京大学ニ直隸セシメ復タ学年ノ名称ヲ加フヘキニアラサ
ルヲ以テナリ其他損益補改スル所ノ項目ハ全報ヲ通閱シ
テ領会セラレンヲ冀望ス謹具

明治十八年〔九〕月

東京大学総理加藤弘之

目次

(1) ①「東京大学」茶色一三行罫紙

②「東京大学第四年報」起明治十六年九月
止同 十七年十二月

本文

(1) ①「東京大学」茶色一三行罫紙

②「東京大学第四年報」起明治十六年九月
止同 十七年十二月

資料十四 明治十九年

「検印録」は散佚か

資料十四・一 a

「分科大学往復」明治十九年 D 19 三七丁

◎発信文書（回収後の実物）

註 前稿で「控え」としたが、各分科大学で確認した

④が押されているので、実物と判断すべきである。

(1) ①「帝国大学」青色小型一〇行罫紙

(2) ①無番号

(3) ①印の文字は「帝国大学／書記官永／井久一郎印」

東京大学第五年報 起明治十八年一月
止全 十二月

右年報編纂可相成ニ付元東京大学教員（内外）ニテ現今

各分科大学教員ト相成居候向え前学年受持学科之申報至

急差出候様御達相成度此段及御照会候也

帝国大学書記官

但右申報ハ本月三十一日迄ニ御回付有之様致度此旨附
述候也

医科大学長殿④【大沢】

文科大学長殿④【外山正一】

理科大学長殿④【菊池】

法科大学 ④【川上】

御中

資料十四・二 a

「東京大学第五年報」

◎保存用年報（緒言＋目次＋本文）

・差出し用正本の一つ前の段階のものか。

・差出文の文書はなし

緒言

(1) ①「帝国大学」茶色一三行罫紙

本年三月帝国大学令發布セラル是ニ於テ本学元東京大学

ノ事業ヲ継続セリ因テ明治十八年中該学ニ於テ処理セシ

諸般ノ事項ヲ調査シ以テ東京大学第五年報ヲ編纂シ之ヲ

進呈ス此年間ニ於ケル該学事業ノ梗概ハ全報ヲ通覽シテ

照諒セラレンヲ冀望ス謹具

明治十九年八月

帝国大学総長渡辺洪基

一〇三

文部大臣森有礼殿

文部大臣宛

〔別紙〕

東京職工学校規程

〔第一条ノ第十一條省略〕

第十二條 東京職工学校管理ハ委員會議ノ顛末及校務ノ

実況ヲ詳記シ會議ノ顛末ハ其時々校務ノ実況ハ每三ヶ

月帝國大學總長ノ檢閲ヲ經テ文部農商務兩大臣ニ報告

スヘシ

資料十四・五

「分科大学往復」明治十九年 D 19 四一二丁

◎部局年報（差出文）

○東京職工学校

〔差出文〕

(1) ①「東京職工学校」茶色小型一〇行野紙

(3) ①▽印の文字は【東京職／工学校／管理印】

②▽上部に割り印の一部【職工学校】の文字あり

本校第三年報別冊之通編成候ニ付進達候條文部大臣へ御
申報相成度候也

明治十九年八月 東京職工学校管理正木退蔵 印

帝國大學 總長渡辺洪基殿

資料十四・六

「分科大学往復」明治十九年 D 19 四一一及び四一三丁

◎部局定期報告（差出文＋表紙＋緒言＋目次＋本文）

〔別紙〕

東京職工学校規程

〔第一条ノ第十一條省略〕

第十二條 東京職工学校管理ハ委員會議ノ顛末及校務ノ

実況ヲ詳記シ每三ヶ月帝國大學總長ノ檢閲ヲ經テ文部

農商務兩大臣ニ報告スベシ

資料十四・四

「文部省往復」明治十九年 A 79 一三丁

◎受領文書

・資料十四・三参照

(1) ①「文部省」茶色一三行野紙（厚紙）

(2) ②(イ)▼書記印【小笠／弥弋】印【恭次】

(ロ)▼供閱／総長印【洪基】／書記官印【永井】

(3) ①▽印の文字は【文部／大臣ノ之印】

(3) ③▽右欄外中央辺に「印【内藤／素行】」

文部省 往復課 総七九〇号

帝國大學

其學附屬東京職工学校規程別紙ノ通相定ム

明治十九年六月十五日

文部大臣森有礼 印

〔目次〕

(1) ①「帝國大學」茶色一三行野紙

②「東京大學第五年報」起明治十七年九月止全十八年十二月

〔本文〕

(1) ①「帝國大學」茶色一三行野紙

②「東京大學第五年報」起明治十七年九月止全十八年十二月

（以上は前稿と重複）……………

資料十四・三

「文部省往復」明治十九年 A 79 五〇丁

◎発信文書（稟議書）

(1) ①「帝國大學」青色一〇行野紙。但し、別紙は「帝國大

學」茶色一三行野紙

(2) ①甲第三百〇三号

②(イ)十九年五月十三日

(ロ)総長印【洪基】／書記官印【永井】

③(イ)五月十三日／送達済

〔番号(2)①記入〕

案

本學附屬東京職工学校規程別紙之通御定相成度此段稟請
候也

十九年五月

總長

○東京職工学校（明治十九年六月―八月）

差出文

- (1) ①「東京職工学校」茶色小型一〇行罫紙
- (2) ②(イ)▼書記⑩【恭次】

(ロ)▼総長【◎なし】／書記官【◎なし】

- (3) ①▽罫の文字は【東京職／工学校／管理印】

②▽上部に割り印の一部【京職工学校】の文字あり

職第百六十五号

本校規程第十二条ニ拠リ本年六月ヨリ八月ニ至ル校務ノ実況等別冊之通編成開申候条御検閲之上不都合之虞無之候ハ、文部農商務両大臣へ御進達相成度候也

明治十九年十月廿七日

東京職工学校管理正木退蔵

帝国大学総長渡辺洪基殿

表紙

- ①無罫紙（菟蓐版冊子）
- ②「東京職工学校第一報告」自明治十九年六月至全年八月

緒言

- (1) ①無罫紙（菟蓐版冊子）
 - (3) ①▽罫の文字は【東京職／工学校／管理印】
- 「上」で囲んだ部分は、墨筆で記入されている。

全年八月マテ提撕セシ本校々務ノ実況ヲ歴叙シ之ヲ第一

報告トシテ進呈ス書中工場ノ事業ニ係ル成績ノ如キ又学期中ニ繋カル生徒修学ノ景況等ノ如キハ首尾相脈通セル

カ故ニ之ヲ中断シテ記載スル能ハス則チ第一報告ニ限り或ハ既往ニ溯リテ目ヲ起スノ止ムヲ得サルモノアリ幸ニ閲覧ヲ賜ランコトヲ謹テ乞フ

明治十九年十月「二十七日」

東京職工学校管理

帝国大学書記官正木退蔵

【文部大臣 森 有礼殿】

【農商務大臣伯爵山県有朋殿】

目次

- (1) ①無罫紙（菟蓐版冊子）

②「東京職工学校第一報告」起明治十九年六月止全年八月

本文

- (1) ①無罫紙（菟蓐版冊子）

②「東京職工学校第一報告」

資料十四・七

【文部省往復】明治十九年 A 79 四八五丁

受領文書

- (1) ①(イ)略紙×茶色一三行罫紙
- (2) ②(イ)▼書記⑩【恭次】⑩【小埜／弥式】⑩【瀬戸】

(ロ)▼総長【◎なし】／書記官【◎永井】

(3) ①▽罫の文字は【文部省／総務局／長之印】

③▽右欄外中央辺に「◎【内藤／素行】」

文部省 往復課務一〇七八号

外国政府並其他等へ送付スヘキ都合モ有之候ニ付自今貴学ニ於テ欧文ヲ以テ記シタル年報報告并教育上関係ノ書類等出版相成候節ハ其都度式拾部ツ、当省へ御差出有之度此段申進置候也

明治十九年十二月十八日

総務局長辻新次郎

帝国大学総長渡辺洪基殿

資料十四・八

【分科大学往復】明治十九年 D 19 四一六丁

◎部局定期報告（差出文＋表紙＋緒言＋目次＋本文）

○東京職工学校（明治十九年九月―十一月）

差出文

- (1) ①「東京職工学校」茶色一〇行罫紙
- (2) ②(イ)▼書記⑩【恭次】⑩【小埜／弥式】

(ロ)▼総長【◎なし】／書記官【◎永井】

(3) ①▽罫の文字は【東京職／工学校／管理印】

②▽上部に割り印の一部【職工学校】の文字あり

③▽右欄外下部に◎【山内】

職第百八十九号

例規ニ依リ本年九月ヨリ十一月ニ至ル校務ノ実況別冊ノ
通編成開申候条御検閲ノ上不都合ノ廉無之候ハ、文部、
農商務尙大臣へ御進達相成度候也

明治十九年十二月廿四日

東京職工学校管理正木退蔵閣

帝国大学総長渡辺洪基殿

表紙

(1) ①無野紙(菫蕚版冊子)

②「東京職工学校第二報告」

緒言

(1) ①無野紙(菫蕚版冊子)

(3) ①▽印の文字は「東京職工学校/管理印」

「上」で囲んだ部分は、墨筆で記入されている。

例規ニ拠リ茲ニ本年九月ヨリ十一月マテ提斯セシ本校々
務ノ実況ヲ叙記シ之ヲ第二報告トシテ進呈ス幸ニ閱覽ヲ
賜ランコトヲ謹テ乞フ

明治十九年十二月二十四日

東京職工学校管理

帝国大学書記官正木退蔵閣

【文部大臣 森 有礼殿】

【農商務大臣 伯爵山県有朋殿】

目次

(1) ①無野紙(菫蕚版冊子)

②「東京職工学校第二報告」自明治十九年九月
至全年 十一月

本文

(1) ①無野紙(菫蕚版冊子)

②「東京職工学校第二報告」

資料十五 明治二十年

資料十五・一

「検印録」明治二十年 F3 二丁

◎達(稟議書)

(1) ①「帝国大学」青色小型一〇行野紙

(2) ①達第二号

②(イ)明治二十年一月十二日 書記◎【小埜/弥式】◎

【恭次】

(ロ)総長◎【洪基】/書記官◎【永井】

③(イ)一月十三日/送達済

年報進達之儀ニ付分科大学及東京職工学校え達案

「番号(2)①記入」

各通

分科大学
東京職工学校

其校明治十九年之報之義来ル二月末日限り進達スヘシ

但其体裁ハ旧東京大学年報ニ準拠スヘシ

資料十五・二

「検印録」明治二十年 F3 三丁

◎発信文書(稟議書)

(1) ①「帝国大学」青色小型一〇行野紙

(2) ①番号なし

②(イ)明治二十年一月十三日 書記◎【恭次】◎【小埜
/弥式】

(ロ)書記官◎【永井】

③(イ)一月十三日/送達済

年報材料差出方之義ニ付図書館等え達案

各通

図書館
舍監事務室

明治十九年之報編纂ニ付入用候条(同年中)其館於テ処
理セシ事項取調来ル二月末日限り開申スヘシ

明治廿年一月十三日

帝国大学総長

資料十五・三

「検印録」明治二十年 F3 四丁

◎発信文書(稟議書)

(1) ①「帝国大学」青色小型一〇行野紙

(2) ①番号なし

②(イ)明治廿年一月十五日 書記◎【恭次】

(ロ)書記官◎【永井】

③(イ)一月十五日/送達済

年報編製方之義ニ付分科大学及職工学校へ通達案

本月十三日付ヲ以テ被達候年報之儀ハ客年中御学校於テ処理セシ諸般之事項ハ曾テ旧東大總理ヨリ文部省へ開陳セシ年報之体裁ニ拠リ〔編製シ〕御学校管理ヨリ本学総長へ進達相成候義ニ有之候条此段為念申進候也

明治廿一年一月十五日

帝國大學書記官永井久一郎

各分科大学宛

東京職工学校宛

資料十五・四

『文部省往復』明治二十年 A 80 四六丁

◎受領文書（回達写し）

(1) ①「帝國大學」青色小型一〇行野紙

明治二十年一月二十日回達写

記録課書

自今本省各部ニ於テ印刷（活版筆）相成候モノ、中省務参考上要用ノモノ及直轄学校ニ於テ印刷相成候諸規則類ハ其印刷ノ都度拾部ツ、総務局記録課へ回付相成候様致度候也

資料十五・五

『文部省往復』（報告）明治十年、二十年 第七件

◎部局年報（表紙＋緒言＋目次＋本文）
○東京職工学校

表紙

(1) ①無野紙

②「東京職工学校第四年報」起明治十九年一月止全 年十二月

緒言

(1) ①「東京職工学校」茶色一三行野紙

(3) ①▽印の文字は「東京職工学校／管理印」

茲ニ明治十九年中掌理セシ本校諸般ノ事務ヲ統攬シテ之ヲ第四年報トシ謹テ進呈ス此年間ハ規則ノ創改工場組織ノ釐革等アリテ庶務最モ複雑ヲ致シ随ヒテ報中載スル所明ヲ掩フモノ尠シトセス請フ幸ニ瀏覽ノ際此意ヲ諒セラレンコトヲ

明治二十年二月二十六日東京職工学校管理

帝國大學書記官正木退蔵圓

帝國大學総長渡辺洪基殿

目次

①「東京職工学校」茶色一三行野紙

②「東京職工学校第四年報」起明治十九年一月止全 年十二月

本文

①「東京職工学校」茶色一三行野紙

②「東京職工学校第四年報」起明治十九年一月止全 年十二月

↓「東京職工学校管理正木退蔵申報」

資料十五・六

『文部省往復』（報告）明治十年、二十年 第二件

◎部局年報（表紙＋緒言＋目次＋本文）

○医科大学

表紙

(1) ①無野紙

②「医科大学第一年報」

緒言

(1) ①「医科大学」茶色一三行野紙

明治十九年中本学ニ於テ処理セシ諸般ノ事項ヲ調査シ医科大学第一年報トシ繕写進呈ス該報中職員増減ノ如キ三月以降ヲ掲クルモノハ同月帝國大學令ヲ発布セラレシ以來ヲ記述シタルナリ其他事業ノ景況ハ全報ヲ周覽シテ照察セラレシコトヲ冀望ス謹具

明治二十年二月廿八日

医科大学長代理大沢謙二

帝國大學総長渡辺洪基殿

目次

(1) ①「医科大学」茶色一三行野紙

②「医科大学第一年報」起明治十九年一月止全 年十二月

本文

(1) ①「医科大学」茶色二三行野紙

②「医科大学第一年報」起明治十九年一月
止同年十二月

↓「医科大学学長三宅秀申報」

資料十五・七

「文部省往復」(報告) 明治十年、二十年 第五件中

◎下位部局年報(本文)

○植物園

●下位部局の標準的な書式に書き換えられている。

【本文】

(1) ①「理科大学」青色小型一〇行野紙

②記載なし

↓「○帝国大学植物園管理矢田部長吉申報」

(4) 肩書きの「帝国大学管理」の行から末尾までについて

「除ク」の指示が入っている。

謹テ明治十九年中本園行事ノ申報ヲ呈ス

【本文省略】

帝国大学植物園管理

明治二十年二月

矢田部長吉

帝国大学総長渡辺洪基殿

資料十五・八

「文部省往復」(報告) 明治十年、二十年 第三件

◎部局年報(表紙+緒言+目次+本文)

○工科大学

【表紙】

(1) ①無野紙

②「工科大学年報」起明治十九年一月
止同年十二月

【緒言】

(1) ①「工科大学」茶色二三行野紙

(3) ①▽の文字は「工科/大学/長印」

明治十九年報稿茲ニ成ルヲ以テ一本ヲ浄写シ謹テ之ヲ進呈スルニ方リ一言以テ特ニ尊聴ヲ煩ハサ、ル可カラサルモノアリ本年ニ於テハ学制ノ改設ニ際シ百事紛擾ノ間ニ在ルヲ以テ提掌スル所ノ諸般事項ノ如キモ亦頗ル盤錯シテ整頓ヲ為スニ難シ況ヤ時恰モ吏員ノ更迭免黜太甚渺カラス而シテ小官亦乏ヲ本学々々長ニ承クルノ日尚浅キニ於テヤ然リト雖モ本報ハ則チ先規ニ遵拠シ載スル所ノ款項首トシテ曆順ヲ体シ分彙編纂以テ提掌庶務ノ綱領ヲ概記スルニ因リ便チ全報ヲ通閱セハ庶幾ハ以テ一曆年間業務ノ秩序ヲ推知スルヲ得ン伏テ冀クハ垂鑑ヲ祈ル

明治二十年三月十日

工科大学長古市公威 囑

帝国大学総長渡辺洪基殿

【目次】

(1) ①「工科大学」茶色二三行野紙

②「工科大学年報目次」起明治十九年一月
止同年十二月

【本文】

①「工科大学」茶色二三行野紙。「学生生徒之事」以下「寄宿舎之事」「内外教授教師等学事申報訳文」「医員申報」「図書之事」「博物館之事」の部分は「帝国大学」茶色二三行野紙。

②「工科大学年報」起明治十九年一月
止同年十二月

↓「工科大学長古市公威申報」

資料十五・九

「文部省往復」(報告) 明治十年、二十年 第一件

◎部局年報(表紙+本文)

○法科大学

【表紙】

(1) ①「法科大学」青色小型一〇行野紙

②「法科大学」起明治十九年八月
止明治十九年十二月

(3) ③▽④【穂種】(上部欄外右)

【本文】

(1) ①「法科大学」青色小型一〇行野紙。「学科課程」の部分の第二丁、「仏蘭西法律教授高井政章申報」「淋科

林(理財)学教授和田垣謙三申報」及び「淋科林華

「英吉利法律」助教授土方寧申報」は、「法科大学」

青色小型一〇行野紙。「国法学統計学行政学教師ラト

ゲン申報」は「帝国大学」青色小型一〇行野紙。

②記載なし

↓「法科大学申報」

資料十五・十

『文部省往復』(報告) 明治十年、二十年 第四件

◎部局年報(表紙+本文)

○文科大學

表紙

(1)①無罫紙(小型紙)

②文科大學「年報」自明治十八年九月至明治十九年十二月

②(1)▼④【恭次】(右上)

③▼④【外山正一】(右上)

本文

(1)①「文科大學」青色小型一〇行罫紙。「文科大學官費給費生等明細表」は、「法科大學」青色小型一〇行罫紙。

②記載なし

↓「文科大學長外山正一申報」

資料十五・十一

『文部省往復』(報告) 明治十年、二十年 第五件

◎部局年報(表紙+本文+教師申報)

○理科大學

表紙

(1)①「理科大學」青色小型一〇行罫紙

②、起明治十八年九月止至十九年十二月

理科大學申報

本文

(1)①「理科大學」青色小型一〇行罫紙

②「理科大學」

↓「理科大學長菊池大麓申報」

本文中教師申報部分

(1)①「理科大學」青色小型一〇行罫紙

・年報本文中に位置づけるように、冒頭に「○内外教員申報」が書き加えられている。

資料十五・十二

『文部省往復』(報告) 明治十年、二十年 第六件

◎部局年報(表紙+本文)

○舎監

表紙

(1)①無罫紙(小型紙)

②「舎監申報」

本文

(1)①「帝國大學」青色小型一〇行罫紙

②記載なし

↓「法(科大學舎監兼) 医文理科大學舎監(心得清

水彦五郎) 申報」

(2)②(回)▲総長④【洪基】▼第一頁上部欄外右に「完全ニ過クルニ付ノ取捨(即)削正ノ上ノ分科大學申ノ報ノ末ニ附スルノヲ可トス④【永井】」

明治十九年中舎監事務室ニ於テ処理セシ事項ノ概略左ノ如シ但舎監事務室ニ係ルモノハ三月十九日該室設置以降ノ事ニシテ其寄宿舍ニ係ルモノハ九月十九日該舎開設以來ノ事ナリトス

〔以下本文〕

資料十五・十三

『帝國大學第一年報』

◎保存用年報(緒言+目次+本文+本文中評議会の部分)

・草稿を製本したものとみられる。

・差出文は、資料十五・十四

緒言

(1)①「帝國大學」茶色一三行罫紙

明治十九年中提掌セシ事務ノ梗概ヲ類纂編輯シテ帝國大學第一年報ト為シ謹シテ之ヲ進呈ス但本學ハ斯年三月一日帝國大學令ノ公布ヲ以テ設置セラレタルモノナルニ今本報ノ端ヲ一月ニ発ク所ノモノハ本學ノ設置セラル、ヤ旧東京大學及工部大學校ノ事業ヲ屬セラレタルニ依リ其遺業ヲ継統セシモノ亦尠シトセス故ニ遡リテ該ニ大學ニ屬セル事項ヨリ記載セサレハ其緣由ヲ知ル能ハサルモノアルヲ以テナリ其分科大學及東京職工學校ニ屬セル事項ハ附載スル所各自ノ申報ニ詳カナルヲ以テ本報ニハ只其大綱ヲ挙クルノミ冀クハ瀏覽アランヲヲ謹言

明治二十年五月

帝國大學總長渡辺洪基

文部大臣(子爵) 森 有禮殿

目次

(1)①「帝國大學」茶色一三行罫紙

②「帝国大学」第一報 起明治十九年一月 止全 年十二月

【本文】

(1)「帝国大学」茶色一三行野紙

②「帝国大学」第一報 起明治十九年一月 止全 年十二月

本文中九五丁評議会の部分

①「帝国大学」茶色一三行野紙

②④【洪基】／／④【永井】

資料十五・十四

『文部省往復』明治二十年A80 一四二丁

◎発信文書（稟議書）

差出文稟議書

(1)①「帝国大学」青色小型一〇行野紙

②①甲第二百四拾五号

②①明治二十年六月三日 書記④【恭次】④【小基】

【永井】

③①六月四日／送達済

③①六月四日／送達済

【番号②①記入】

帝国大学第一年報 起明治十九年一月 止全 十二月

右編纂候ニ付進達候条可然御取計有之度候也

明治廿年六月四日

文部省総務局

帝国大学書記官永井久一郎

報告課長山田行元殿

資料十五・十五

『文部省達』自明治二十年至明治廿三年 M14 七丁

◎受領文書

(1)①無野紙（蒔蒔版印刷物）

②②①④書記④【小基】④【恭次】

②②①④書記④【小基】④【恭次】

③①④①の文字は【文部】／大臣／之印

総二四五四号

直轄学校

年報之儀自今左ノ条項ヲ具シ曆年ノ調査ヲ以テ翌年三月

限開申スヘシ

右訓令ス

明治廿年十二月十七日

文部大臣子爵森有礼

一学規

本年中制定若クハ訂正セル条項及其事由目的等ヲ記

載スヘシ

一処務

本年中管理及教授上ニ関シ処理シタル事務ノ要領及

其事由目的等ヲ記載スヘシ

一職員

年末ノ現員并ニ其交迭ノ重ナルモノヲ記載スヘシ

一学生生徒

年末ノ現員及給費、貸費、自費、等級、試験、入学、退学、卒業ノ諸項ヲ具シ其他風紀及卒業後ノ状況等ヲ記載スヘシ

一経費

本年中ノ経費額并ニ授業料等収入支出蓄積金寄附金額及支出其他経済ニ関シ計画スル所ノ要領ヲ記載スヘシ

一書籍器械

書籍器械器具模型標品等其類別ヲ以テ年末ノ現在數代価及之ヲ整備スルノ計画等ヲ記載スヘシ

右ノ外重要ノ事件アラハ総テ其目的方法状況等ヲ記載セ

ンヲ要ス

資料十五・十六

『檢印録』明治二十年 F3 一六九丁

③達（稟議書）

(1)①「帝国大学」青色小型一〇行野紙

③①別紙は資料十五・十五

②①達第四拾五号

②①明治二十年十二月十九日 書記④【恭次】④【小基】

③①十二月廿日／送達済

③①十二月廿日／送達済

③①十二月廿日／送達済

④文書末尾に書込み「別紙ハ文部省達ニアリ」（文部省達は簿册名）

末尾の「別紙ヲ添ユル」は達本文ではなく、達を發す

るための指示だとみられる。

年報編成之儀ニ付各分科大学〔舎監衛生委員〕え達

案

〔番号②①記入〕

文部省ヨリ年報編成方之儀ニ付別紙之通被相達候条右ニ
抛リ編成来二十年二月十五日限り進達スベシ

但自今年報進達日限ハ本文ノ通タルベシ

別紙ヲ添ユル

資料十六 明治二十一年

資料十六・一

「諸官庁往復」明治二十一年 B7 二〇〇丁

◎受領文書

(1)①「内閣」茶色一三行野紙

(2)②①▼②【恭次】②【瀬戸】

(ウ)▼供閱／総長②【洪基】／書記官②【永井】／内閣

書館／管理②【猪俣】

(3)①▼②の文字は【記録局／長之印】

図甲第七号

貴学ニ於テ編纂刊行書籍ハ一時ノ使用ニ供スヘキ為メ出版セシモノト雖モ后来参考ニナルヘキモノハ内閣文庫へ保存シ置度候間自今出版都度老部ツ、当局図書課へ御送

付相成度尤出版条例ニ抛リテ内務省え届出ノ分ハ御回付ニ不及候此段及御照会候也

明治二十一年一月廿六日

内閣記録局長會称荒助 回

帝国大学書記官永井久一郎 殿

追テ是迄既刊本ニシテ豫備有之モノハ老部ツ、御取纏メ御回付相成度候且又豫備本無之分ハ乍御手数書名御記載御回付相成度候

資料十六・二

「諸官庁往復」明治二十一年 B7 一九八丁

◎発信文書（稟議書）

(1)①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

③資料十六・一の回答

(2)①甲〔乙〕第二拾号

(2)②①明治二十一年二月二日 書記②【恭次】

(ウ)総長②【洪基】／書記官②【永井】

(3)①二月三日／送達済

*の部分に「削ル」の書込みあり

内閣記録局より本学刊行之書籍請求ニ付回答案

〔番号②①記入〕

本学於テ編纂刊行書籍者〔出版条例ニ抛リ届出之分ヲ除キ〕一時ノ使用ニ供スヘキモノト雖モ出版之都度老部

ツ、貴局図書館〔課〕え送付之儀御照会之趣領承且御追書之趣ト依リ〔承知致候得共〕既刊之分別〔三〕記之通〔可〕及御送付條案御落手有之康〔モノ無之候此段及御答〕候也

明治二十一年二月

帝国大学書記官永井久一郎

内閣記録局長會称荒助 殿

* 東京開成学校第十年報 一巻冊

十 同 第十年報 一冊

十 同 第十年報 一冊

十 同 第十年報 一冊

十 同 第十年報 一冊

十 同 第十年報 一冊

十 同 第十年報 一冊

資料十六・三

「文部省往復」(報告) 明治二十一年 A82 第四件

◎部局年報(緒言十目次十本文)

○医科大学

〔緒言〕

(1)①「医科大学」茶色一三行野紙

(2)②①▼明治二十一年二月十五日 書記②【恭次】

明治二十年本学ニ於テ処理セシ諸般事項ノ梗概ヲ類集

編纂シ医科大学第二年報トシ以テ進呈ス同年中事業ノ景況ハ全報ヲ周覽シテ照察セラレンコトヲ冀望ス謹具

明治二十一年二月十五日

医科大学長三宅秀

医科大学明治二十年年報別紙之通調製相成候ニ付此段開陳仕候也

明治二十一年二月廿四日

医科大学長菊池大麓

明治二十年年報稿成ルヲ以テ例ニ依リ一本ヲ淨写シ謹テ之ヲ進呈ス

明治二十一年二月

工科大学長古市公威

帝国大学総長渡辺洪基殿

帝国大学総長渡辺洪基殿

帝国大学総長渡辺洪基殿

目次

(1)①「医科大学」茶色一三行野紙

②「医科大学」茶色一三行野紙
起明治二十年一月
止全 十二月

本文

①「医科大学」茶色一三行野紙

②「医科大学」茶色一三行野紙
起明治二十年一月
止全 十二月

↓「医科大学」茶色一三行野紙

↑本文末尾に「医科大学教員受持学科表」が混入してゐる。

資料十六・四

「文部省往復」(報告) 明治二十一年 A 82 第五件

◎部局年報(緒言+本文+本文中教師申報部分)

○医科大学

緒言

(1)①「医科大学」茶色一三行野紙

(2)②(1)▼明治二十一年二月廿五日 書記◎【恭次】

(3)①▽圃の文字は【理科/大学/長印】

本文

(1)①「医科大学」茶色一三行野紙

②「医科大学」

↓以下に名称を追加するための紙を貼ってあった跡が「学」の次の空欄の部分にある。

本文中教師申報部分

(1)①「医科大学」青色小型一〇行野紙

(2)②(1)◎【洪基】

資料十六・五

「文部省往復」(報告) 明治二十一年 A 82 第二件

◎部局年報(表紙+緒言+目次+本文)

○医科大学

表紙

(1)①無野紙

②「工科大学」明治二十年報

緒言

(1)①「工科大学」茶色一三行野紙

(3)①▽圃の文字は【工科/大学/長印】

目次

(1)①「工科大学」茶色一三行野紙

②「工科大学」茶色一三行野紙
起明治二十年一月
止全 十二月

本文

(1)①「工科大学」茶色一三行野紙

②「工科大学」茶色一三行野紙
起明治二十年一月
止全 十二月

資料十六・六

「文部省往復」(報告) 明治二十一年 A 82 第五件中

◎下位部局年報(本文)

○植物園

本文

(1)①「医科大学」青色小型一〇行野紙

①▽圃の文字は【矢田部】

謹テ明治二十年一月ヨリ十二月ニ至ル本園所理ノ申報ヲ呈ス

「本文省略」

明治二十一年二月

井

- ③(イ)上部に「三月廿七日分科大学長へ／写ヲ回付ス」
- (3)①▽印の文字は【文部／大臣／之印】

総二三二六号

帝国大学総長

帝国大学総長職務規程別紙ノ通相定ム

明治廿一年三月廿三日

文部大臣子爵森有礼印

〔別紙〕

帝国大学総長職務規程

〔第一条ノ第八條省略〕

第九條 毎會計年度末ニ於テ前年ノ功程ヲ具ヘ文部大臣

ニ報告スヘシ

資料十六・十

『文部省往復』（報告）明治二十一年 A 82 第五件中

◎部局年報（本文追加分）

○理科大学

本文追加分

- (1)①「理科大学」青色小型一〇行罫紙
- (2)①▽番号は右欄外に記載
- (3)①▽印の文字は【理科大学】（印も*の行とともに紙を貼って抹消）
- (4)*の行は、紙を貼って抹消

理第六四号

〔「器械」の項省略〕

〔「改丁」

〔「標品及模型」の項省略〕

明治二十一年三月廿八日

理科大学印

資料十六・十一

『文部省往復』（報告）明治二十一年 A 82 第三件

◎部局年報（表紙＋目次＋本文）

○法科大学

表紙

(1)①無罫紙

②「法科大学年報」自明治廿年一月至全 十二月

目次

(1)①表紙裏（無罫紙）に記載

本文

(1)①「法科大学」茶色二三行罫紙。「理財学教師エツゲル

ト此申報」は「文科大学」茶色二三行罫紙。

②記載なし

↓「法科大学申報」

資料十六・十二

『文部省往復』（報告）明治二十一年 A 82 第七件

◎部局年報（表紙＋本文）

○文科大学

表紙

(1)①無罫紙

②「文科大学年報」起明治二十年一月止明治二十年十二月

本文

(1)①「文科大学」茶色二三行罫紙

②「文科大学」

↓「文科大学長申報」

資料十六・十三

『文部省往復』（報告）明治二十一年 A 82 第六件

◎部局年報（表紙＋本文①＋本文②）

○舎監

表紙

(1)①「帝国大学」青色小型一〇行罫紙

②舎監事務室「明治二十年報告書」

(2)②(印)▼(印)【清水】

本文①

(1)①「帝国大学」青色小型一〇行罫紙

明治二十年中舎監事務室ニ於テ処理セシ事項ノ概要ヲ摘叙スレハ左ノ如シ

〔以下本文省略〕

本文②

(1)①「帝国大学」青色小型一〇行罫紙

②「寄宿舎主任医尾沢主一申報」

②②(回)▼④【清水】

【本文省略】

資料十六・十四

『文部省往復』（報告）明治二十一年 A 82 第一件

◎年報草稿（差出文＋緒言＋目次＋本文）

【差出文】

(1)①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

②(イ)明治二十一年二月 書記官④【恭次】

(ロ)総長④【洪基】／書記官④【永井】

帝国大学第二年報草案左ニ編成供高覧候也

【緒言】

(1)①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

先規ニ遵ヒ明治二十年中提掌セル事（学規ノ変更及処）

務ノ概要ヲ類彙編輯シテ第二年報ト為シ之ヲ進呈ス希ク

ハ高覧アラントヲ謹言

明治廿一年三月

帝国大学総長渡辺洪基

文部大臣子爵森有礼殿

【目次】

(1)①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

②「帝国大学」第二年報 起明治二十年一月 止同 年十二月

【本文】

(1)①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙。「図書増減」は「帝

国大学」青色小型一〇行野紙。

②「帝国大学」第二年報 起明治二十年一月 止同 年十二月

資料十六・十五

「帝国大学」第二年報

◎保存用年報（緒言＋目次＋本文）

・差出し用正本の一つ前の段階のものか。

・差出文は、資料十六・十六及び資料十六・十八

【緒言】

(1)①「帝国大学」茶色一三行野紙

先規ニ遵ヒ明治二十年中学規ノ変更及処務ノ概要ヲ類彙

編輯シテ第二年報ト為シ之ヲ進呈ス希クハ高覧アラント

ヲ謹言

明治廿一年三月 帝国大学総長渡辺洪基

文部大臣子爵森有礼殿

【目次】

(1)①「帝国大学」茶色一三行野紙

②「帝国大学」第二年報 起明治二十年一月 止同 年十二月

【本文】

(1)①「帝国大学」茶色一三行野紙

②「帝国大学」第二年報 起明治二十年一月 止同 年十二月

資料十六・十六

『文部省往復』明治二十一年 A 81 一九二丁

◎発信文書（稟議書）

【差出文稟議書】

(1)①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

(2)①甲第百二号

②(イ)明治二十一年四月二日 書記官④【恭次】④【榎本】

(ロ)総長④【洪基】／書記官④【永井】

③(イ)四月二日／送達済

第二年々報進達案

【番号】(2)①記入

帝国大学第二年報 起明治二十年一月 止同 年十二月

右編成候ニ付差出候条其筋へ進達相成度且附録分科大学

申報之儀ハ外国教師申報翻訳中ニ付訳了次第進達可致候

間是亦可然御申立置相成度此段申進候也

明治二十一年四月二日

帝国大学書記官永井久一郎

文部省総務局

報告課長山田行元殿

資料十六・十七

『文部省往復』明治二十一年 A 81 一九三丁

◎発信文書(稟議書)

(1)①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

(2)①番号無し

②(1)明治二十一年四月三十日 書記◎【恭次】

③(1)四月卅日/送達済

先般開申致候帝国大学第二報中処務ノ部評議會ノ項〔中〕十二月十九日(ノ)内ニ「大学院学生中野省吾授業料未納ニ付退学ヲ命スルノ件ヲ議決シ」トアル二十八字ハ其後同人ガ授業料相納候ニ付〔右議決ハ〕取消候事ニ相成候〔間刪除スベキ〕ヲ誤リテ記載候義ニ有テ條案〔付〕右二十八字ハ塗抹相成候様致度此段及御依頼候也
明治二十一年四月卅日
帝国大学書記

帝国大学書記

文部省総務局報告課

御中

資料十六・十八

『文部省往復』明治二十一年 A 81 一九四丁

◎発信文書(稟議書)

差出文書(稟議書)

(1)①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙
(2)①甲第三〇〇号

②(1)明治二十一年八月六日 書記◎【恭次】

(1)総長◎【洪基】/書記官◎【永井】

③(1)八月六日/送達済

〔番号(2)①記入〕

帝国大学第一報附録

右浄書成功ニ付及進達候条可然御取計有之度此段及御依頼候也
明治二十一年八月六日
帝国大学書記官永井久一郎

山田行元殿

文部省報告課長

資料十七

『文部大臣准允』は散佚

資料十七 明治二十二年

『検印録』明治二十二年 F 4 二丁

◎達(稟議書)

資料十七・一

『検印録』明治二十二年 F 4 二丁

◎達(稟議書)

(1)①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

(2)①達第一号

②(1)明治二十二年一月十一日 書記◎【恭次】◎【榎本】

(1)総長◎【洪基】/書記官◎【永井】

③(1)一月十二日/送達済

(4)日付挿入部分「十二日」の部分は紫色の書込みである。朱の代用と思われる。

年報体裁ノ儀ニ付分科大学及舎監衛生委員え違案

〔番号(2)①記入〕

従前開申ノ年報中記載之事項区々ニシテ其体裁一定セザルニ付テハ〔昨廿一年年報之儀ハ〕去二十年十二月廿日達第四十五号ヲ以テ相達〔置〕候通文部大臣ヨリ訓令相成候条項ヲ詳具シ且教員申報及所属院、園、台等ニ係ル事項ヲモ附載シ例年ノ如ク来ル二月十五日限り開申スヘシ
明治二十二年一月(十二日)
帝国大学総長氏名

資料十七・二

『検印録』明治二十二年 F 4 二丁

◎達(稟議書)

(1)①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

(2)①分達第一号

②(1)明治二十二年一月十二日 書記◎【恭次】◎【榎本】

本

(1)総長◎【洪基】/書記官◎【永井】

③(イ)一月十二日/送達済

年報進達之儀ニ付臨時編年史編纂掛へ達案

〔番号②①記入〕

臨時編年史編纂掛

其掛年報ノ儀歷年ノ調査ヲ以テ毎年二月十五日限り開申スベシ

資料十七・三

『文部省往復』(報告) 明治二十二年 A 83 第六件中

◎部局年報(差出文緒言+本文)

○臨時編年史編纂掛

差出文緒言

(1)①『帝國大学』青色小型一〇行野紙

(2)①▼明治廿二年二月十五日 書記◎【恭次】

②▼供閑/総長◎【洪基】/書記官◎【永井】

(3)①▽◎の文字は【重野】

明治廿一年々報別紙ノ通取調開申候也

明治廿二年二月十五日(臨時)編年史編纂委員長重野安縁◎

帝国大学総長渡辺洪基殿

本文

(1)①『帝國大学』青色小型一〇行野紙

②『明治廿一年々報』

↓臨時編纂〔年〕史編纂委員長申報

資料十七・四

『文部省往復』(報告) 明治二十二年 A 83 第三件

◎部局年報(表紙+本文)

○法科大学

表紙

①無野紙

②『法科大学年報』自廿一年一月至全十一月

(2)②(イ)▼明治二十二年二月廿五日 書記◎【恭次】◎【覆本】

本

(ロ)▼上部左に「供閑/総長◎【洪基】/書記官◎【永井】」

【永井】

(3)③▼上部右に「供閑/教頭【花押(杉浦重剛)】」

本文

(1)①『法科大学』茶色一三行野紙

②記載なし

↓『法科大学申報』

資料十七・五

『文部省往復』(報告) 明治二十二年 A 83 第二件

◎部局年報(表紙+本文)

○文科大學

表紙

(1)①無野紙

②『文科大學年報』自明治廿一年一月至同年十二月

(2)②(イ)▼明治二十二年二月廿五日 書記◎【恭次】

(ロ)▼供閑/総長◎【洪基】/書記官◎【◎なし】

本文

(1)①『文科大學』茶色一三行野紙

②『文科大學』

資料十七・六

『文部省往復』(報告) 明治二十二年 A 83 第二件中

◎部局年報(表紙+本文)

○文科大學(教師申報)

表紙

(1)①無野紙

②『文科大學教員申報』

(2)②(ロ)▼表紙右脇に「◎【洪基】◎【永井】」

本文(教師申報)

(1)①『文科大學』茶色一三行野紙

資料十七・七

『文部省往復』(報告) 明治二十二年 A 83 第七件

◎部局年報(表紙+緒言+目次+本文)

○工科大学

表紙

(1)①無野紙

②『工科大学明治二十一年年報』

(2)②(イ)▼明治廿二年四月十七日 書記◎【恭次】

理科大学長菊池大麓殿

回▼供聞／総長【印なし】／書記官【印なし】

緒言

- (1)①「工科大学」茶色一三行野紙
- (3)①①圖の文字は「工科／大学／長印」

明治二十一年年報稿成ルヲ以テ例ニ依リ一本ヲ浄写シ謹
テ之ヲ進呈ス

明治二十二年二月 工科大学長事務取扱渡辺洪基圖

帝国大学総長渡辺洪基殿

目次

- (1)①「工科大学」茶色一三行野紙
- ②「工科大学年報目次」起明治二十一年一月止 全年十一月

本文

- (1)①「工科大学」茶色一三行野紙
- ②「工科大学年報」止明治二十一年一月止 同 十二月

資料十七・八

「文部省往復」(報告) 明治二十二年 A 83 第六件中

◎下位部局年報(表紙+緒言+目次+本文)

○東京天文台

表紙

- (1)①「東京天文台」青色小型一〇行野紙
- ②「東京天文台年報」起明治二十一年一月止 全年十一月

緒言

- (1)①「東京天文台」青色小型一〇行野紙
- (3)①①圖の文字は「東京／天文台／長之印」

本台明治廿一年々報稿茲ニ成ルヲ以テ一本ヲ浄写シ謹
テ之ヲ進呈スルニ菴ミ一言以テ貴聴ヲ煩ハサルヘカ
ラサルモノ之アリ抑モ昨年ニ於テハ本台ノ創設ニ際シ
六月ヨリ九月ニ至ルマテハ特ニ諸物件ノ引繼其他
処務施行上ノ準備ト整頓トニ忙シク為メニ未タ顕著
ナル事業ノ成績ヲ見ルニ至ラサルナリ故ニ本年報ニ
於テハ単ニ昨年中提掌スル所ノ本台諸般事項ノ要領
ヲ摘採シ加ルニ教授ノ申報ヲ以テシ以テ之ヲ分類
編纂スルニ止メリ然リ而シテ今ヤ本台業務ノ秩序粗
ホ其緒ニ就キシヲ以テ本年ヨリハ拮据奮勵愈々益々
微果アラントラ期ス独リ憾ラクハ如今経費ノ寡少ナル
カ為メ器械ノ購入屋舎ノ営業ヨリ台員ノ増加等職ト
シテ業務ノ拡張ヲ揣ルニ由ナシ冀クハ自今以後漸次
経費ヲ増額シ以テ事業ノ進歩ト拡張ヲ豫期シ随テ本
台存立ノ基礎ヲ鞏固ニシ而シテ処務施行ノ上ニ於テ其
完全ヲ得ルニ臻ラシメンコトヲ果シテ然ラハ管ニ本台
事業ノ完全ヲ期スヘキノミナラス星学ヲ修ムル学生実
地研究ノ上ニ於テモ其享クル所ノ裨益亦□少□ナラサル
ヘシ誠ニ能ク此ノ如クンハ則チ庶幾ハ本台創立ノ旨趣
ニ背カス而シテ永ク其維持ヲ為スニ足ル乎謹テ垂鑑ヲ
祈ル

東京天文台長

明治廿二年二月

理科大学教授寺尾寿圖

目次

- (1)①「東京天文台」青色小型一〇行野紙
- ②「東京天文台年報」起明治二十一年一月止 同 二十一年十二月

本文

- (1)①「東京天文台」青色小型一〇行野紙
- ②「東京天文台年報」起明治二十一年一月止 同 二十一年十二月

資料十七・九

「文部省往復」(報告) 明治二十二年 A 83 第六件中

◎下位部局年報(表紙+本文)

○植物園

表紙

- (1)①「理科大学」青色小型一〇行野紙
- ②「帝国大学植物園」自明治廿一年一月

本文

- (1)①「理科大学」青色小型一〇行野紙
- (3)①①圖の文字は「矢田部」

至 全 年 十 二 月 一 曆 年 間 年 報

謹テ余カ管理セル帝国大学植物園明治廿一年ノ申報ヲ呈

ス

「以下本文省略」

帝国大学植物園管理

明治廿二年三月

矢田部良吉

帝国大学総長渡辺洪基殿

「帝国大学植物標本増減表」等の諸表省略」

資料十七・十

「文部省往復」(報告) 明治二十二年 A 83 第四件

◎部局年報(表紙+目次+本文)

○医科大学

表紙

(1) ①無野紙

②「医科大学第三年報」

(2) ②(㊦)▼右脇中央「㊦」【洪基】／／「㊦」【永井】

目次

(1) ①「医科大学」茶色一三行野紙

②「医科大学第三年報」起明治二十一年一月
止全

↓「第一」以下を變更するための紙を貼ってあった跡が
「第一」の部分にある。

本文

(1) ①「医科大学」茶色一三行野紙

②「医科大学第三年報」起明治二十一年一月
止全

↓「医科大学長。申報」

資料十七・十一

「文部省往復」(報告) 明治二十二年 A 83 第五件

◎部局年報(差出文+表紙+本文+教師申報表紙+教師
申報本文)

○理科大学

差出文

(1) ①「理科大学」青色小型一〇行野紙

②(㊦)▼明治廿二年五月七日 書記㊦【恭次】

(㊦)▼供閱/総長㊦【洪基】／／書記官㊦【和田垣】

(3) ①㊦の文字は【理科/大学/長之印】

理第一七一号

理科大学明治二十一年々報別紙之通調製候二付此段開陳
仕候也

理科大学長菊池大麓

帝国大学総長渡辺洪基殿

表紙

(1) ①「理科大学」青色小型一〇行野紙

②「明治二十一年分
理科大学年報」

本文

(1) ①「理科大学」青色小型一〇行野紙

②「理科大学」

教師申報表紙

(1) ①「理科大学」青色小型一〇行野紙

◎理科大学「自明治廿年九月至同廿一年七月一学年間
理科大学各教授及教師申報」

教師申報本文

(1) ①「理科大学」青色小型一〇行野紙

資料十七・十二

「文部省往復」(報告) 明治二十二年 A 83 第三件中

◎部局年報(本文)

○法科大学(教師申報)

本文(教師申報)

(1) ①「法科大学」茶色一三行野紙

②(㊦)▼明治廿二年五月廿三日 書記㊦【恭次】

(㊦)▼供閱/総長㊦【洪基】／／書記官㊦【和田垣】

資料十七・十三

「文部省往復」明治二十二年 A 84 二五九丁

◎①受領文書

(1) ①「除喪」茶色一三行野紙

①▼帝國
大学 乾第二六五号

②(㊦)▼供閱/総長【㊦なし】／／書記官【㊦なし】

(3) ①▼㊦の文字は【文部省/報告課/長之印】

文部省
往復課 丑務七四一号

明治二十一年各府県学事年報之義最早悉皆進達済二候処
貴学之分今二御進達無之調査差支候条急速御進達相成候

様致度此段及照会候也

明治二十二年八月三日

文部省報告課長藤井善言^印

帝国大学書記官和田垣謙三殿

資料十七・十四

「文部省往復」(報告) 明治二十二年 A 83 第六件中

◎部局年報(表紙+本文)

○舎監

表紙

(1) ①「帝国大学」青色小型一〇行野紙

② 舎監事務室「明治廿一年々報」

(2) ②(イ)▼書記^印【恭次】

(ロ)▼供關／総長^印【洪基】／書記官^印【和田垣】

本文

(1) ①「帝国大学」青色小型一〇行野紙。「大学院学生及各

分科大学々々出入一覽表」は「帝国大学」茶色小型

一三行野紙

②記載なし

↓「法医工文理科大学」舎監清水藤井申報^印

明治廿一年中舎監事務室ニ於テ処理セシ事項ノ概要ヲ摘

叙スレハ左ノ如シ

「以下本文省略」

資料十七・十五

「文部省往復」(報告) 明治二十二年 A 83 第一件

◎年報草稿(表紙+緒言+目次+本文)

表紙

(1) ①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

② 「帝国大学」第三年報草稿

(2) ②(イ)書記^印【恭次】

(ロ)供關／総長^印【洪基】／書記官^印【和田垣】

(イ)別に右上、右下の二ヶ所に^印【恭次】がある。これは、頁貼り合わせの確認をするために押したものとと思われる。

③(イ)八月十四日／送達済

(ロ)上部左に「急」

緒言

(1) ①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

先規ニ遵ヒ明治二十一年中学規ノ変更及処務ノ概要ヲ類彙編纂シテ第三年報ト為シ之ヲ進呈ス希クハ高覧アラントトヲ謹言

明治二十二年五(八)月 帝国大学総長渡辺洪基

文部大臣子爵榎本武揚殿

目次

(1) ①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

②「帝国大学」第三年報 起明治廿一年一月 止同 年十二月

本文

(1) ①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙。「卒業学生状況」

の冒頭の二丁は、いくぶん色の違う同野紙に書かれている(後から挿入されたと思われる)。「図書増減」の部分は「帝国大学」青色小型一〇行野紙

②「帝国大学」第三年報 起明治二十一年一月 止同 年十二月

資料十七・十六

「帝国大学」第三年報

◎保存用年報(表紙+緒言+目次+本文)

●差出し用正本の一つ前の段階のものか。

●差出文は、資料十七・十七及び資料十七・二十

表紙

(1) ①「帝国大学」茶色一三行野紙

②「帝国大学」第三年報

起明治二十一年一月 止同 年十二月

緒言

(1) ①「帝国大学」茶色一三行野紙

先規ニ遵ヒ明治二十一年中学規ノ変更及処務ノ概要ヲ類彙編纂シテ第三年報ト為シ之ヲ進呈ス希クハ高覧アラントトヲ謹言

明治二十二年八月 帝国大学総長渡辺洪基

文部大臣子爵榎本武揚殿

目次

(1) ①「帝国大学」茶色一三行野紙

②「帝国大学」第三年報 起明治二十一年一月止同 年十二月

本文

(1) ①「帝国大学」茶色一三行野紙

②「帝国大学」第三年報

資料十七・十七

「文部省往復」明治二十二年 A 84 二六〇丁

◎発信文書(稟議書)

差出文書稟議書

(1) ①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

(2) ①「帝国大学」乾第二八二号

②(1)明治二十二年八月十二日 書記◎【恭次】

◎書記官◎【和田垣】

③(1)八月十四日/送達済

案

「番号」(2)①記入

帝国大学第三年報 止(起)明治二十一年一月 十二月

右編纂相成候ニ付進達致候条可然御取計有之度候也
明治二十二年八月

帝国大学書記官和田垣謙三

文部省報告課長藤井善言殿

追テ分科大学年(申)報八目下謄写中ニ付成功次第附録
トテ進達可致候条右様御承知置相成度候也

資料十七・十八

「文部省往復」(報告)明治二十二年 A 83 第四件中

◎下位部局年報(差出文繕言+本文)

○第一医院

差出文繕言

(1) ①「第一医院」青色小型一三行野紙

(3) ①▽印は【第一医/院長印】

御達ニ抛リ明治二十一年中本院ニ於テ処理セシ要項等別
紙ニ取調申報仕候也
明治二十二年十二月十七日

第一医院長心得代理

佐々木政吉印

医科大学長三宅秀殿

本文

(1) ①「第一医院」青色小型一三行野紙

②「第二医院長心得字野朗申報」

資料十七・十九

「文部省往復」(報告)明治二十二年 A 83 第四件中

◎下位部局年報(差出文+本文)

○第二医院

差出文

(1) ①「第二医院」青色小型一〇行野紙

(2) ②▼印【平勝】

(3) ①▽印は【第二医/院長印】

③▽右欄外中央に「◎【参宅】」右下部に「◎【市川
/寛繁】」

明治二十一年中本院ニ於テ処理セシ庶務ノ要項等別紙ニ
取調申報候也
明治二十二年十二月五日

第二医院長字野朗代理

佐藤三吉印

医科大学長三宅秀殿

本文

(1) ①「第二医院」青色小型一三行野紙

②「第二医院長字野朗申報」

本文中「第二医院入院外来患者年表」

(2) ②▼印【平勝】◎【小林】「表の右下部欄外」

資料十七・二十

『文部省往復』明治二十二年 A 84 二六一丁

◎発信文書(稟議書)

差出文稟議書

(1)①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

(2)①帝国大学 乾第五八四号

②(1)明治二十二年十二月廿六日 書記◎【恭次】◎【覆本】

(回)書記官◎【和田垣】

③(1)十二月廿六日/送達済

〔番号②①記入〕

帝国大学第三年報附録謄写済二付別冊差出候条可然御取計相成候様致度此段申進候也

明治二十二年十二月廿六日

文部省報告課長色川国士殿

帝国大学書記官和田垣謙三

資料十八 明治二十三年

『文部大臣准允』は散佚

資料十八・一

『検印録』明治二十三年 F 4 二丁

◎発信文書(稟議書)

(1)①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

(2)①番号なし

②(1)明治二十三年一月十四日 書記◎【恭次】◎【覆本】

(回)書記官◎【和田垣】

③(1)一月十四日/送達済

明治二十二年々報之儀兼而御達相成居候通来二月十五日限り開申相成候様致度此段為念申進置候也
明治二十三年一月

書記官室

各分科大学宛

図書館宛

舎監室宛

会計課宛

繙年史編纂掛宛

資料十八・二

『検印録』明治二十三年 F 4 三丁

◎発信文書(稟議書)

(1)①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

(2)①番号なし

②(1)明治二十三年一月十四日 書記◎【恭次】◎【覆本】

(回)書記官◎【洪基】「理由はわからないが、総長渡辺

洪基の◎が押されている」

③(1)一月十五日/送達済

註 復刻本『東京大学年報』第六卷、一一行目では但書き中に「右期限り」となっているが、誤りである。

年報開申之儀二付天文台及編纂掛へ通達案

貴台二十二年々報之儀来ル二月十五日限り(○)開申相成候様致度此段及御照会候也(但天文台へハ(理科大学ヲ經由)ト。印ノ処へ入ル)但自今右期限り(マテニ)開申之儀卜御承知(心得)有之度候也
明治二十三年一月十五日

帝国大学書記官氏名

天文台長事務取扱

菊池大蘆殿

繙年史編纂掛委員長

重野安釋殿

資料十八・三

『文部省往復』(報告)明治二十三年 A 87 第一件末尾

◎受領文書

(1)①「法科大学」茶色一三行野紙

報告書二付御届

去ル明治二十一年九月ヨリ同二十二年七月迄一学年ノ受
持学課ノ報告書ヲ呈出可致旨御通達相成正ニ拜承仕候然
ルニ自分儀ハ第一回ノ講日ニ於テ訴訟演習ノ問題ヲ受持
学生諸君ヘ与ヘ次回ニ於テ講演可致筈之処其後引續キ病
痾ノ為メ当学年中悉ク欠勤致候ヘハ別ニ報告可仕事項無
之候誠ニ病痾ノ為トハ申□□□囁ノ任ヲ受ケナガラ未タ
一回モ講演不仕空シク一学年ヲ経過致候事衷ニ汗顔之至
慚愧ノ極ニ不堪候此段及御届候也

廿三年一月廿九日 訴訟演習講師岡山兼吉

帝国大学総長渡辺洪基殿

資料十八・四

「文部省往復」(報告) 明治二十三年 A 87 第四件中

◎下位部局年報(表紙+本文)

○植物園

表紙

(1)①「理科大学」青色小型一〇行野紙

③帝国大学植物園「明治廿貳年報」

(3)③▽右欄外下部に㊦【未判読】(差出し側の印と思わ
れる)

③▽上部右に㊦【菊池】

本文

(1)①「理科大学」青色小型一〇行野紙

(3)①▽㊦の文字は【矢田部】

謹テ余ガ管理セル帝国大学植物園明治廿二年ノ申報

ヲ呈ス

「本文省略」

植物園管理

明治廿三年一月

矢田部長吉㊦

帝国大学総長加藤弘之殿

「帝国大学植物園物品増減表」等の諸表省略」

資料十八・五

「文部省往復」(報告) 明治二十三年 A 87 第四件中

◎部局年報(差出文緒言+本文)

○臨時編年史編纂掛

差出文緒言

(1)①「帝国大学」青色小型一〇行野紙

(3)①▽㊦の文字は【重野】

明治二十二年々報別紙ノ通取調開申候也

明治廿三年一月十四日 編年史編纂委員長重野安輝㊦

帝国大学総長渡辺洪基殿

本文

(1)①「帝国大学」青色小型一〇行野紙

②「明治二十二年々報」

資料十八・六

「文部省往復」(報告) 明治二十三年 A 87 第四件中

◎下位部局年報(表紙+緒言+目次+本文)

○東京天文台

表紙

(1)①「東京天文台」青色小型一〇行野紙

②「東京天文台年報」起明治二十二年一月
止同二十二年十二月

緒言

(1)①「東京天文台」青色小型一〇行野紙

(3)①▽㊦の文字は【東京/天文台/長之印】

本台明治二十二年々報茲ニ成稿セルヲ以テ謹テ之ヲ進呈ス
明治二十三年一月十五日

東京天文台長寺尾寿團

帝国大学総長渡辺洪基殿

目次

(1)「東京天文台」青色小型一〇行野紙

②「東京天文台年報」起明治二十二年一月止同二十二年十二月

本文

(1)「東京天文台」青色小型一〇行野紙

②「東京天文台年報」起明治二十二年一月止同二十二年十二月
↓「東京天文台長申報」

資料十八・七

「文部省往復」(報告) 明治二十三年 A 87 第七件

◎部局年報(表紙+緒言+目次+本文)

○工科大学

表紙

(1)「無野紙

②「工科大学明治二十二年年報」

②(イ)「明治廿三年三月廿五日受 書記官【恭次】

(ロ)「総長【洪基】／／書記官【和田垣】

緒言

(1)「工科大学」茶色一三行野紙

(3)「▽」の文字は【工科/大学/長印】

明治二十二年年報稿成ルヲ以テ例ニ依リ一本ヲ淨写シ謹
テ之ヲ進呈ス

明治二十三年二月

工科大学長古市公威印

帝国大学総長渡辺洪基殿

目次

(1)「工科大学」茶色一三行野紙

②「工科大学年報目次」起明治二十二年一月止全年十二月

本文

(1)「工科大学」茶色一三行野紙

②「工科大学年報」起明治二十二年一月止同十二月

資料十八・八

「文部省往復」(報告) 明治二十三年 A 87 第一件

◎部局年報(表紙+本文)

○法科大学

表紙

(1)「無野紙

②法科大学「明治廿二年申報」

(2)②(ロ)「総長【◎なし】／／書記官【花押(和田垣謙三)】

本文

(1)「法科大学」茶色一三行野紙。「理財学、理財史教授

和田垣謙三申報」は「帝国大学」茶色一三行野紙。

②記載なし

↓「法科大学申報」

資料十八・九

「文部省往復」(報告) 明治二十三年 A 87 第二件

◎部局年報(本文)

○医科大学

本文

(1)「医科大学」茶色一三行野紙

②「医科大学第三年報」起明治二十二年一月止全
↓「医科大学長申報」

本文中「医科大学職員表」

(3)「▽」表外右下に「◎【市川/寛繁】

本文中「学生々徒之事」

(1)「医科大学」茶色一三行野紙

(3)「▽」冒頭右下に「◎【市川/寛繁】

本文中「医科大学学生々徒」(覽表)

(3)「▽」表外右下に「◎【市川/寛繁】

資料十八・十

「文部省往復」(報告) 明治二十三年 A 87 第三件

◎部局年報(表紙+本文)

○医科大学(表)

表紙

(1)「無野紙

②「婦人科入院患者調査表

自明治廿一年九月十五日
至全 廿二年八月卅一日

本文中(表のみ)

(1)「無野紙

資料十八・十一

「文部省往復」(報告) 明治二十三年 A 87 第六件

◎部局年報(表紙+本文)

○文科大学

表紙

(1) ①無野紙

②「文科大学年報明治廿二年一月ヨリ
同年十二月二至ル」

(2) ②(ロ) 総長【㊦なし】／書記官【花押(和田垣謙三)】

本文

(1) ①「帝国大学」茶色二三行野紙

②「文科大学年報」

資料十八・十二

「文部省往復」(報告) 明治二十三年 A 87 第五件

◎部局年報(表紙+本文)

○文科大学(教師申報)

表紙

(1) ①無野紙

②「文科大学」申報 自明治二十一年九月
至明治二十二年七月

本文(教師申報のみ)

(1) ①「文科大学」茶色二三行野紙

資料十八・十三

「文部省往復」(報告) 明治二十三年 A 87 第四件

◎部局年報(表紙①+差出文+表紙②+本文)

○理科大学

表紙①

(1) ①無野紙

②「理科大学長申報起明治廿二年一月
十二月」

(2) ②(イ) 書記【㊦】【恭次】

(ロ) 総長【花押(加藤弘之)】／書記官【和田垣】

(4) 書込み「教員申報及植物園申報ハ未タ開申セス」

差出文

(1) ①「理科大学」茶色二三行野紙

(3) ①▽圃の文字は【理科/大学/長印】

理第一七一号

理科大学明治廿二年々報別紙之通り調製候ニ付此段開陳
仕候也

理科大学長菊池大麓印

帝国大学総長渡辺洪基殿

表紙②

(1) ①無野紙

②「明治廿二年分
理科大学年報」

本文

(1) ①「理科大学」茶色二三行野紙

②記載なし

↓「理科大学長申報」

資料十八・十四

「文部省往復」(報告) 明治二十三年 A 87 第四件中

◎部局年報(表紙+本文)

○理科大学(教師申報)

表紙

(1) ①組織名のない茶色二三行野紙

②理科大学「教授助教授申報 自廿一年九月
至廿二年七月」

(2) ②(イ) 明治廿三年六月十日 書記【㊦なし】

(ロ) 総長【花押(加藤弘之)】／書記官【和田垣】

本文(教師申報)

(1) ①「理科大学」茶色二三行野紙。「理科大学教授寺尾寿
申報」は「東京天文台」青色小型一〇行野紙。

②記載なし

資料十八・十五

「文部省往復」(報告) 明治二十三年 A 87 第四件中

◎部局年報(表紙+本文)

○舎監

表紙

(1) ①「帝国大学」小型青色一〇行野紙

②「明治廿二年舎監事務室年報」

本文

(1) ①「帝国大学」小型青色一〇行野紙

②「明治廿二年舎監事務室年報(申)報」

明治廿二年舎監事務室ニ於テ処理セシ事項ノ概要ヲ摘叙
スレハ左ノ如シ

「以下本文省略」

資料十八・十六

『帝国大学第四年報』

◎保存用年報（緒言＋目次＋本文）

●差出し用正本の一つ前の段階のものか。

●年報差出文は、資料十八・十八及び資料十九・三

【緒言】

(1)①『帝国大学』茶色一三行野紙

先規ニ依遵シ明治二十二年中学規ノ變更及ヒ処務ノ梗概ヲ類疊編纂シテ第四年報ト為シ謹テ之ヲ進呈ス冀クハ瀏覽アランコトヲ

明治二十三年五月

帝国大学総長渡辺洪基

文部大臣芳川顕正殿

【目次】

(1)①『帝国大学』茶色一三行野紙

②『帝国大学第四年報』起明治二十二年一月止同 十二月

【本文】

(1)①『帝国大学』茶色一三行野紙

②『帝国大学第四年報』起明治二十二年一月止同 十二月

資料十八・十七

『文部省往復』明治二十三年 A 88

◎受領文書

四一四丁

(1)①小型無野紙（茜蒔版印刷物）

(2)①『帝国大学』第六八五号

②(イ)▼右下部に「書記◎【恭次】◎【瀬戸】」とあり、さらに右脇に「八ノ廿日受」と墨筆

(ロ)▼左上部に「総長【花押（加藤）】」「花押の下に「大

学ヨリ直ニ送リ度存候直ニ送リ差支候事アレハ其

理由ノ御申聞アリ／タシ」の書込み」／書記官

【◎なし】

(3)①▽印の文字は「文部省／総務局／長之印」

↑「」で囲んだ部分は、墨筆で記入されている。

記乙四号

年報一覽及諸規則類印刷ノ節差出方ノ儀ニ付明治十五年

七月十四日付ヲ以テ達相成居候処該達ニ列記セル配付ノ

箇所中爾後變更候廉モ有之候得共新ニ配付ヲ要スル箇所

相加里現今ト雖モ該達ノ部数乃チ九十部ヲ要候ニ付右等

印刷ノ都度必ス該部数御進達可有之為念此旨申進候也

明治廿三年八月十九日 文部省総務局長辻新次郎

【帝国大学総長文学博士加藤弘之殿】

追テ是迄別ニ記録課へ御進達相成来候十部ハ自今御進達

ニ不及候間此旨添テ申進候也

資料十八・十八

『文部省往復』明治二十三年 A 88

五七三丁

◎発信文書（稟議書）

【差出文案議書】

(1)①『帝国大学』茶色小型一〇行野紙

(2)①『帝国大学』乾第九四七号

②(イ)明治二十三年十月廿七日 書記◎【恭次】◎【榎

一本】

(ロ)書記官【花押（和田垣謙三）】

③(イ)十月廿八日／送達済

【番号(2)①記入】

帝国大学第四年報 起明治二十二年一月止同 十二月

右進達致候附録分科大学長申報（等）ハ目下浄書中ニ付

出来次第進達可致候条可然御取計相成度候也

明治二十三年十月廿七日

帝国大学書記官和田垣謙三

文部省報告課長沢柳政太郎殿

資料十九 明治二十四年

『文部大臣准允』検印録』は散佚

資料十九・一

『文部省往復』(報告)明治二十四、五年 A 93 第二件

◎部局年報(表紙+緒言+目次+本文)

○工科大学

表紙

(1) ①無野紙

②『工科大学明治二十三年年報』

緒言

(1) ①『工科大学』茶色二三行野紙

(3) ①▽圃の文字は『工科/大学/長印』

明治二十三年年報稿成ルヲ以テ例ニ依リ一本ヲ淨写シ謹
テ之ヲ進呈ス

明治二十四年二月

工科大学長古市公威圃

帝国大学総長加藤弘之殿

目次

(1) ①『工科大学』茶色二三行野紙

②『工科大学年報目次』起明治二十三年一月
止全年十二月

本文

(1) ①『工科大学』茶色二三行野紙

②『工科大学年報』起明治二十三年一月
止同十二月

資料十九・二

『文部省往復』(報告)明治二十四、五年 A 93 第四件

◎部局年報(表紙+緒言+目次+本文)

○理科大学簡易講習科

表紙

(1) ①無野紙

②『理科大学簡易講習
科』

緒言

(1) ①『理科大学』茶色二三行野紙

(3) ①▽圃の文字は『理科/大学/長印』

理科大学簡易講習科明治廿三年々報別冊取調及進達候也
明治廿四年二月

理科大学長理学博士菊池大麓圃

帝国大学総長文学博士加藤弘之殿

本文

(1) ①『理科大学』茶色二三行野紙

資料十九・三

『文部省往復』明治二十四年 A 92 二一六丁

◎発信文書(稟議書)

差出文稟議書

(1) ①『帝国大学』青色小型一〇行野紙

(2) ①帝国
大学乾第二二八号

②(1)明治二十四年三月廿五日 書記◎【恭次】◎【榎
本】

(2) 書記官【花押(和田垣謙三)】

③(1)三月廿六日/送達済

〔番号〕②①記入

帝国大学第四年報附録

右者淨書成功ニ付及御回付候条可然御取計相成候様致度
此段申進候也

明治二十四年三月二十六日

帝国大学書記官和田垣謙三

文部省総務局

報告課長沢柳政太郎殿

資料十九・四

『文部省往復』(報告)明治二十四、五年 A 93 第三件

◎部局年報(表紙+本文)

○法科大学

表紙

(1) ①無野紙

②『法科大学年報』自明治廿三年一月
至全十二月

本文

(1) ①『法科大学』茶色二三行野紙

資料十九・五

「文部省往復」(報告) 明治二十四、五年 A 93

◎部局年報(表紙+本文)

○文科大学

表紙

(1) ①無野紙

②「文科大学明治廿三年報」 自明治廿三年一月 至明治廿四年十二月

本文

(1) ①「文科大学」茶色一三行野紙

②「文科大学年報」

資料十九・六

「文部省往復」(報告) 明治二十四、五年 A 93 第一件

◎年報草稿(表紙+緒言+目次+本文)

表紙

(1) ①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

②「帝国大学第五年報」起明治二十三年一月 止 十一月草稿

(2) ④「明治二十四年六月二十四日 書記◎【恭次】

(向)総長【花押(加藤弘之)】／／書記官【花押(和田 垣謙三)】

(向)上部に書込み「猶精査ノヲ要ス」

③(向)左上部に「急」

緒言

(1) ①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

先規ニ遵ヒ明治二十三年中学規ノ変更及処務ノ概要ヲ類

彙編纂シ第五年報ト為シ之ヲ進呈ス冀クハ瀏覽アランコ トヲ謹言

明治二十四年 月

帝国大学総長文学博士加藤弘之

文部大臣伯爵大木喬任殿

目次

(1) ①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

②「帝国大学第五年報」起明治二十三年一月 止 年十二月

本文

(1) ①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙。「評議会」の項の

末尾の一丁、「農科大学卒業生」「総長学事巡視及書記官出張」「入学生宣誓式」「大学院学生攷究科目表」の第二丁、「図書」中の末尾の「農科大学ニハ……」

(器械標本模型)を含む)「帝国大学植物園物品及植物増減并来観人」(二十三年十二月(学生)徒)現員」は「帝国大学」青色小型一〇行野紙。「収支計算(明治二十三年分及び二十四年分の二箇所)は「帝国大学」茶色小型一三行野紙。明治二十四年分の「農科大学ニハ……」(器械標本模型を含む)「帝国大学植物園物品及植物増減并来観人」が混入しており、

いづれも「帝国大学」青色小型一〇行野紙。また、明治二十四年分の「帝国大学植物園物品増減表」「植物類出入表」「帝国大学植物園来観人比較表」が混入しており、いづれも「理科大学」青色小型一〇行野紙。

紙。その他混入している明治二十四年分の資料は、

「帝国大学」茶色小型一〇行野紙。

②「帝国大学第五年報」起明治二十三年一月 止 十二月

資料十九・七

「帝国大学第五年報」

◎保存用年報(表紙+緒言+目次+本文)

●差出し用正本の一つ前の段階のものか。

●差出文は、資料十九・八

表紙

(1) ①「文部省」茶色集計用紙の裏面

②「帝国大学第五年報」起明治二十三年一月 止 十二月

緒言

(1) ①「帝国大学」茶色一三行野紙

先規ニ遵ヒ明治二十三年中学規ノ変更及処務ノ概要ヲ類 彙編纂シ第五年報ト為シ之ヲ進呈ス冀クハ瀏覽アランコ トヲ謹言

明治二十四年 月

帝国大学総長文学博士加藤弘之

文部大臣伯爵大木喬任殿

目次

(1) ①「帝国大学」茶色一三行野紙

②「帝国大学第五年報」起明治二十三年一月 止 年十二月

【本文】

(1) ①「帝国大学」茶色一三行野紙

②「帝国大学第五年報」起明治二十三年一月十二月

資料十九・八

「文部省往復」明治二十四年 A 92 四六八丁

◎発信文書（稟議書）

【差出文稟議書】

(1) ①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

(2) ①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

② (1) 明治二十四年八月五日 書記官【恭次】

(2) 書記官【花押（和田垣謙三）】

③ (1) 八月八日 / 送達済

【番号(2)①記入】

帝国大学第五年報 申(起) 明治二十三年一月

右進達致候条可然御取計相成度候也

明治二十四年八月

帝国大学書記官和田垣謙三

文部省報告課長沢柳政太郎殿

資料十九・九

「文部省往復」明治二十四年 A 92 四六九丁

◎受領文書

(1) ①「帝国大学」茶色一三行野紙

(2) ①▼「帝国大学」第七一五号

② (1) ①【恭次】

(2) ▼給長【御なし】 / 書記官【花押（和田垣謙三）】

毎年御差出相成候貴学年報附録之儀ハ当省ニ於テ取調上

強而必要ニモ無之様ニ被存候間便宜御差出相成候トモ

可然ト存候此段為念申置候也

廿四年

八月十日

文部書記官沢柳政太郎

帝国大学書記官和田垣謙三殿

資料二十 明治二十五年

「文部大臣准允」検印録」は散佚

資料二十・一

「文部省往復」(報告) 明治二十四、五年 A 93 第八件

◎下位部局年報 (差出文 + 表紙 + 緒言 + 目次 + 本文)

○東京天文台

【差出文】

(1) ①「帝国大学」青色小型一〇行野紙

(3) ①▽「東京」の文字は【東京 / 天文台 / 長之印】

天第六号

本台明治二十四年々報調製候ニ付別本志冊及進達候条総

長へ(御)差出方可然御取計相成度此段稟申候也

明治二十五年二月八日

東京天文台長寺尾寿園

理科大学長菊池大麓殿

【表紙】

(1) ①「東京天文台」青色小型一〇行野紙

②「東京天文台」年報 起明治二十四年一月 止同二十四年十二月

【緒言】

(1) ①「東京天文台」青色小型一〇行野紙

(3) ①▽「東京」の文字は【東京 / 天文台 / 長之印】

本台明治二十四年々報茲ニ調製セルヲ以テ一本ヲ淨書シ 謹テ之ヲ進呈ス

明治二十五年二月八日

東京天文台長寺尾寿園

帝国大学総長加藤弘之殿

【目次】

(1) ①「東京天文台」青色小型一〇行野紙

②「東京天文台」年報 起明治二十四年一月 止同二十四年十二月

【本文】

(1) ①「東京天文台」青色小型一〇行野紙

②「東京天文台」年報 起明治二十四年一月 止同二十四年十二月

資料二十・二

「文部省往復」(報告) 明治二十四、五年 A 93 第九件

◎部局年報(差出文+本文)

○理科大学

差出文

(1)①「理科大学」青色小型一〇行野紙

③文中の「教授助教申報別紙」は欠

(3)①▽印の文字は「理科/大学/長印」

理第三六号

明治廿四年々々報及明治廿三年九月ヨリ廿四年七月ニ至ル一学中教授助教申報別紙及進達候也

明治廿五年二月廿日

理科大学長理学博士菊池大麓印

帝国大学総長文学博士加藤弘之殿

本文

(1)①「理科大学」青色小型一〇行野紙

資料二十・三

「文部省往復」(報告) 明治二十四、五年 A 93 第七件

◎部局年報(差出文+本文)

○倉監

差出文緒言

(1)①「帝国大学」青色小型一〇行野紙

(3)①▽印の文字は「帝国大学/倉監事務/室之印章」

明治廿四年本室年報之儀別紙之通差出候間可然御取計相成度候也

明治廿五年二月廿三日

倉監事務室印

書記官室 御中

本文

(1)①「帝国大学」茶色一三行野紙

②「廿四年倉監事務室申報」

明治廿四年中本室ニ於テ処理セシ事務ノ大要ヲ摘叙スレハ左ノ如シ

〔以下本文省略〕

資料二十・四

「文部省往復」(報告) 明治二十四、五年 A 93 第一〇件

◎部局年報(表紙+本文)

○法科大学

表紙

(1)①無野紙

②法科大学「明治廿四年々々報」

本文

(1)①「法科大学」茶色一三行野紙

資料二十・五

「文部省往復」(報告) 明治二十四、五年 A 93 第六件

◎部局年報(表紙+本文)

○文科大学

表紙

(1)①「文科大学」茶色一三行野紙

②文科大学「二十四年年報」

本文

(1)①「文科大学」茶色一三行野紙

②「文科大学」

資料二十・六

「文部省往復」(報告) 明治二十四、五年 A 93 第五件

◎年報草稿(表紙+緒言+目次+本文)

表紙

(1)①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

②「帝国大学第六年報」明治二十四年一月稿

(2)②(1)明治二十五年六月九日 書記官【恭次】

向総長【花押(加藤弘之)】/書記官【花押(和田 垣謙三)】

向上部に書込み「更二十分/注意ス/ヘシ」

③向上部左に「急」

緒言

(1)①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

先規ニ遵ヒ明治二十四年中学規ノ変更及処務ノ概要ヲ類

彙編纂シ第六年報ト為シ之ヲ進呈ス莫クハ瀏覽アラシキトヲ謹言

明治二十五年七月

帝国大学総長文学博士加藤弘之

文部大臣伯爵大木喬任殿

目次

(1) ①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

②「帝国大学第六年報」起明治二十四年一月止同 年十二月

本文

(1) ①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙。「勅語捧読日ヲ定ム」

「史誌編纂掛設置」「曆書調製」「露国皇太子殿下

遭難医科大學教師派遣」「英国倫敦府万国衛生及「デ

モクラフヤ」会弁万国東洋会へ帝国大学代表者派遣

「學術上ノ調査ニ関スル出張ノ費用ヲ請求者ニ負擔セシムル件」

「運動會」(題目のみ記入の一丁のみ)

「留學生派遣」「學生増減」及び「大学院學生攻究科

目表」(第二丁)は、「帝国大学」青色小型一〇行野紙。

②記載なし

①「帝国大学第六年報」起明治二十四年一月止同 年十二月

資料二十・七

「帝国大学第六年報」

◎保存用年報(緒言+目次+本文)

・差出し用正本の一つ前の段階のものか。

・年報差出文は、資料二十・八

緒言

(1) ①「帝国大学」茶色一三行野紙

先規ニ遵ヒ明治二十四年中学規ノ變更及処務ノ概要ヲ類

彙編纂シ第六年報ト為シ之ヲ進呈ス莫クハ瀏覽アラシキトヲ謹言

明治二十五年七月

帝国大学総長文学博士加藤弘之

文部大臣伯爵大木喬任殿

目次

(1) ①「帝国大学」茶色一三行野紙

②「帝国大学第六年報」起明治二十四年一月止同 年十二月

本文

(1) ①「帝国大学」茶色一三行野紙

②「帝国大学第六年報」起明治二十四年一月止同 年十二月

資料二十・八

「文部省往復」明治二十五年 A 95 三三四丁

◎発信文書(稟議書)

差出文稟議書

(1) ①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

(2) ①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

②(1)明治二十五年八月十三日 書記◎【恭次】

(回書記官「花押(和垣垣謙三)」◎【清水】

③(1)八月十三日/送達済

第六年報進達案

「番号(2)①記入」

帝国大学第六年報 起明治二十四年一月止 十二月

右者淨書成功候ニ付差出候条可然御取計相成度候也

明治二十五年八月十三日

帝国大学書記官和垣垣謙三

文部大臣官房

報告課長色川園士殿

資料二十一 明治二十六年

「文部大臣准允」は散佚

資料二十一・一

「検印録」明治二十六年 F 5 一五丁

◎発信文書(稟議書)

(1) ①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

(2) ①番号なし

②(1)明治二十六年一月十一日 書記◎【恭次】◎【榎本】

(回)書記官【花押(和田垣謙三)】(四)【清水】

③(イ)一月十一日/送達済

明治二十五年年報之儀因例來二月十五日迄二開申相成度
此段為念及御通牒候也

明治二十六年一月十一日 書記官室

分科大学及図書館會計課舎監事務室史誌編纂
宛 各通

資料二十一・二

【文部省往復】(報告)明治二十六、七年 A 96 第四件

◎部局年報(差出文緒言+本文)

○舎監

差出文緒言

(1)①「帝國大学」青色小型一〇行野紙

(3)①▽印の文字は【帝國大学/舎監事務/室之印章】

明治廿五年々報別紙差出候間可然御取計相成度候也

明治廿六年二月十四日 舎監事務室印

書記官室
御中

本文

(1)①「帝國大学」茶色一三行野紙

②「廿五年舎監事務室申報」

明治廿五年中本室ニ於テ処理セシ事務ノ大要ハ左ノ如シ
【以下本文省略】

資料二十一・三

【文部大臣達】自明治二十四年至明治二十六年 二二八丁

◎受領文書

(1)①「文部省」茶色一〇行野紙(菊蒔版印刷物)

(2)①▼帝國大学 乾第一五四号

②(イ)▼明治廿六年二月十七日 書記(四)【瀬戸】(四)【榎本】(四)【恭次】

本(四)【恭次】

(回)▼供閱/総長【花押(加藤弘之)】/書記官(四)【清水】

水

(3)①▽印の文字は【文部/大臣/之印】

已記甲一三号

直轄各部

年報一覽及諸規則類印刷ノ節差出方ノ儀ニ付明治十五年

七月十四日附ヲ以テ相違置候処自今所要ノ部数ハ別ニ通

達セシムヘキニ付該部数差出スヘシ

明治二十六年二月十六日

文部大臣河野敏謙印

資料二十一・四

【文部省往復】明治二十六年 A 94 七〇丁

◎受領文書

(1)①「吟興」茶色一三行野紙

(2)①▼帝國大学 乾第一五五号

②(イ)▼明治廿六年二月十七日 書記(四)【榎本】(四)【恭次】

水

(回)▼供閱/総長【花押(加藤弘之)】/書記官(四)【清水】

水

(3)①▽印の文字は【文部省/文書課/長之印】

文部省 已記甲一三号

年報一覽及諸規則類印刷ノ節差出方ノ儀ニ付本日訓令相

成候処貴学ニ於テハ右ニ関シ明治二十三年九月御伺定ノ

次第有之夫(由被之)直接御配付相成居候ニ付本省へハ今後モ是

迄御差出来ノ部数即チ拾部御差出相成可然儀ニ候条大臣

ノ命ニ依リ此段及御通牒候也

明治二十六年二月十六日

文部大臣官房文書課長

文部書記官青木 保印

帝國大学総長文学博士加藤弘之殿

資料二十一・五

【文部省往復】(報告)明治二十六、七年 A 96 第五件

◎部局年報(差出文+本文)

○農科大学

差出文

(1)①「用本大野」青色小型一〇行野紙

(3) ①▽印の文字は【農科／大学】

②▽上部に割り印の一部【科大学】あり

受第二〇九号

廿五年之報之義ニ付本月十日付ヲ以テ御照会之趣了承即別冊草稿之儘差出候間可然御取計相成度此段及御答候也
廿六年五月十三日 農科大学印

書記官室 御中

追テ別冊ハ学生ニ徒増減、卒業生累況、収支計算、圖書器械標本等ノ増減調ニ有之候也

追テ別冊ハ学生ニ徒増減、卒業生累況、収支計算、圖書器械標本等ノ増減調ニ有之候也

本文

(1) ①「農科大学」茶色一三行野紙。「経費」は「農科大学」

茶色小型一三行野紙。

本文中「農科大学々術用標本増減表」

(1) ①「農科大学」茶色一三行野紙

(3) ③▽印【佐藤】

本文中「農科大学器具総数表」

(1) ①「農科大学」茶色小型一〇行野紙

(3) ③▽印【中島】

資料二十一・六

「文部大臣達」自明治二十四年至明治二十六年二〇〇丁

◎受領文書

(1) ①「文部省」茶色一三行野紙

②(1)▽明治廿六年九月廿二日 書記印【覆本】印【瀬】

戸印【恭次】

(1) ①▽印の文字は【文部／大臣／之印】

及会計課長へ／回付ス印【恭次】

(3) ①▽印の文字は【文部／大臣／之印】

文部省 巳秘甲三〇八号 文書課

帝国大学総長

帝国大学総長職務規程左ノ通改正ス

明治廿六年九月二十一日

文部大臣井上毅印

【改丁】

帝国大学総長職務規程

【第一条ノ第四条省略】

第五条 総長ハ毎会計年度ノ終ニ於テ前年ノ功程ヲ具ヘ

文部大臣ニ報告スヘシ

資料二十一・七

「文部省往復」(報告) 明治二十六、七年 A 96 第三件

◎部局年報(表紙+本文)

○法科大学

表紙

(1) ①無野紙

②法科大学「明治二十五年々報」

本文

(1) ①「法科大学」茶色一三行野紙

資料二十一・八

「文部省往復」(報告) 明治二十六、七年 A 96 第二件

◎部局年報(表紙+本文)

○文科大学

表紙

(1) ①無野紙

②文科大学「明治廿五年報」

本文

(1) ①「帝国大学」茶色一三行野紙

②「文科大学」二十五年報」

資料二十一・九

「文部省往復」(報告) 明治二十六、七年 A 96 第一件

◎年報草稿(表紙+緒言+目次+本文)

表紙

(1) ①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

②「帝国大学」第七年報(自明治二十五年一月至十一月草稿)

(2) ②(1)明治二十六年五月三十一日 書記印【恭次】印【覆本】

本

(可)総長【印なし】／書記官印【清水】

③(1)上部左に「至急」

緒言

(1) ①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

例ニ依リ本学第七年報(明治二十五年) 進達候也
中ニ係ル分
明治二十六年十月二日
帝国大学総長浜尾新

文部大臣井上 毅殿

【目次】

- (1) ①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙
- ②「帝国大学第七年報」起明治二十五年一月止同 年十二月

【本文】

(1) ①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙。「収支計算」の部分は「帝国大学」茶色小型一三行野紙。「帝国大学植物園物品増減表」「植物類出入表」「帝国大学植物園来観人比較表」は「理科大学」青色小型一〇行野紙。

②「帝国大学第七年報」起明治二十五年一月止同 年十二月

本文中「雑件」「第一医院内病室失火」「奨学金」「書籍出版」「留学生派遣」「管繕」「寄宿舎生」及び「農科大学ニハ…」の項

- (1) ①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙
 - (2) ②「(イ)【恭次】」(各項の用紙の右欄外下部)
- 資料二十一・十

「帝国大学第七年報」

- ◎保存用年報(表紙+緒言+目次+本文)
- 差出し用正本の一つ前の段階のものか。
- 年報差出文は、資料二十一・十一

【表紙】

- (1) ①無野紙
- ②「帝国大学第七年報」起明治廿五年一月止同 年十二月

【緒言】

- (1) ①「帝国大学」茶色一三行野紙

例ニ依リ本学第七年報(明治二十五年) 進達候也

明治二十六年十月二日

帝国大学総長浜尾新

文部大臣井上毅殿

【目次】

- (1) ①「帝国大学」茶色一三行野紙
- ②「帝国大学第七年報」起明治二十五年一月止同 年十二月

【本文】

- (1) ①「帝国大学」茶色一三行野紙
- ②「帝国大学第七年報」起明治二十五年一月止同 年十二月

資料二十一・十一

「文部省往復」明治二十六年 A 94 四九八丁

◎発信文書(稟議書)

【差出文稟議書】

- (1) ①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙
- (2) ①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙
- ②「(イ)明治二十六年十月九日 書記◎【恭次】◎【榎本】

(ロ)総長【花押(浜尾新)】／書記官◎【清水】

③「(イ)十月十日/送達済

(ロ)上部左に「至急」

↑*の部分で、「岡田良平殿」につなげ、一行で書くように朱で指示が入っている。

「番号(2)①記入」

帝国大学第七年報 起明治二十五年一月止 同 年十二月

右進達致候条可然御取計相成度候也

明治二十六年十月

帝国大学書記官清水彦五郎

文部大臣官房報告課長

其部書記官岡田良平殿

資料二十一・十二

「文部大臣達」自明治二十四年至明治二十六年 二三五丁

◎受領文書

- (1) ①「文部省」茶色一〇行野紙(蒔摺版印刷物)
- (2) ①「帝国大学」茶色一〇行野紙(蒔摺版印刷物)
- ②「(イ)▼会計課長◎【ナゴヤムツ】／◎【瀬戸】◎【恭次】◎【榎本】

次【◎】【榎本】

(ロ)供蘭／総長【花押(浜尾新)】／書記官◎【清水】

(3) ①▽印の文字は【文部／大臣／之印】

巳文甲一二九七号

直轄各部 (震災豫防調査会及
東京学士会院ヲ除ク)

学事年報中歳入歳出及所有物件ニ関スル事項ハ会計年度
ニ依リ取調翌年度五月限差出スヘシ但本文外ノ事項ハ仍
従前ノ通曆年ノ調査ニ依リ翌年三月限差出スヘシ

明治二十六年十二月二十二日

文部大臣井上 毅 閣

資料二十二 明治二十七年

『文部大臣達』は散佚、『文部省往復(報告)』は欠

資料二十一

『検印録』明治二十七年 F5 一一丁

◎発信文書(裏議書)

(1) ①「帝国大学」茶色小型一〇行罫紙

(2) ①番号なし

②(1)明治二十七年一月十一日 書記[㊦]【恭次】[㊧]【榎
本】

(向)書記官[㊨]【清水】

③(1)一月十六日/送達済

明治二十六年年報因例来二月十五日限り進達相成度為念
此段申進候也

明治二十七年一月

帝国大学書記官室

分科大学宛

資料二十二・二

『文部省往復(報告)』明治二十六、七年 A96 第八件

◎下位部局年報(表紙+緒言+目次+本文)

○東京天文台

表紙

(1) ①「東京天文台」青色小型一〇行罫紙

②「東京天文台年報(起明治二十六年一月
止明治二十六年十二月)」

緒言

(1) ①「東京天文台」青色小型一〇行罫紙

(3) ①▽[㊩]の文字は『東京/天文台/長之印』

本台明治二十六年々々報茲ニ調製セルヲ以テ一本ヲ浄書シ
謹テ之ヲ進呈ス

明治二十七年二月二十七日

東京天文台長寺尾壽 閣

帝国大学総長浜尾新 閣

目次

(1) ①「東京天文台」青色小型一〇行罫紙

②「東京天文台」年報(起明治二十六年一月
止明治二十六年十二月)

↑右の、挿入された」は、そこまでの文字を『帝国
大学第八年報』中に採録することを示す。

本文

(1) ①「東京天文台」青色小型一〇行罫紙

②「東京天文台年報(起明治二十六年一月
止明治二十六年十二月)」

資料二十二・三

『文部省往復(報告)』明治二十六、七年 A96 第七件

◎部局年報(表紙+本文)

○文科大学

表紙

(1) ①無罫紙

②「文科大学」明治廿六年年報」

本文

(1) ①「文科大学」茶色一三行罫紙

②「文科大学」二十六年年報」

資料二十二・四

『文部省往復(報告)』明治二十六、七年 A96 第六件

◎部局年報(表紙+本文)

○理科大学

表紙

(1) ①「理科大学」赤色小型一〇行罫紙

②「理科大学」明治廿六年々々報」

(4) 右欄外上部に書込み「二十七年」

本文

(1) ①「理科大学」赤色小型一〇行罫紙

資料二十二・五

『帝国大学第八年報』

◎保存用年報(目次+本文)

●差出し用正本の一つ前の段階のものか。

●差出文は、資料二十二・六

【目次】

(1)①『帝国大学』茶色一三行野紙

②『帝国大学第八年報起明治二十六年一月
年十二月』

【本文】

(1)①『帝国大学』茶色一三行野紙

資料二十二・六

『文部省往復』明治二十七年 A 97 四六二丁

◎発信文書(稟議書)

【差出文稟議書】

(1)①『帝国大学』茶色小型一〇行野紙

(2)①『帝国大学』乾第八〇二号

②(1)明治二十七年十一月卅日 書記◎【冢恂】(富塚

恂の略)◎【榎本】

(回)総長◎【新】／書記官◎【清水】

③(1)十二月一日／送達済

年報進達按

【番号】(2)①記入

例二依り本学第八年報(明治二十六年分)進達候也

年月日

文部大臣宛

総長

資料二十三 明治二十八年

『文部大臣達』は散佚、『文部省往復(報告)』は欠

資料二十三・一

【検印録】明治二十八年 F 5 四〇丁

◎発信文書(稟議書)

(1)①『帝国大学』茶色小型一〇行野紙

(2)①番号なし

②(1)明治二十八年三月二日 書記【花押(富塚恂)】◎

【榎本】

(回)書記官◎【清水】

③(1)三月二日／送達済

按

明治二十七年年報例二因リ□々〔早々〕進達相成候様致

度為念此段申進候也

年月日

各分科大学宛

書記官室

資料二十三・二

『文部省往復』明治二十八年 A 98 一八五丁

◎受領文書

(1)①小型無野紙(菊蔭版印刷物)

(2)①▼右欄外上部に「帝国 乾第四九八号」

②(1)▼明治廿八年七月一日 書記◎【冢恂】◎【榎

本】とあり、さらに右脇に「七、二日受」と墨筆

(回)▼供蘭／総長◎【新】／書記官◎【清水】

(3)①▽印の文字は【文部省／文書課／長之印】

「」で囲んだ部分は、青墨で記入されている。

未文乙五五四号

貴【学】明治二十七年年報今二御進達無之調査上差支候

間至急御進達相成候様致度此段及御照会候也

明治二十八年七月二日

文部大臣官房文書課長

文部書記官青木 保

【帝国大学総長浜尾 新殿】

資料二十三・三

『文部省往復』明治二十八年 A 98 一八四丁

◎受領文書

(1)①『文部省』茶色小型一〇行野紙

(2)①▼『帝国大学』乾第七一五号

②(1)▼明治廿八年十月四日 書記◎【瀬戸】◎【冢恂】

(回)▼供蘭／総長◎【新】／書記官◎【清水】

(3)①▽印の文字は【文部省／文書課／長之印】

文部省
文書課 未文乙七九八号

本年七月二日附ヲ以テ貴学明治二十七年報御進達方之儀
及御照会置候処未夕御開申無之就テハ本省年報編纂上差
支候条至急御進達相成度此段再忝及御照会候也

明治二十八年十月四日

文部大臣官房文書課長

文部書記官青木保團

帝国大学総長浜尾新殿

資料二十三・四

『帝国大学第九年報』

◎保存用年報(目次+本文)

・差出し用正本の一つ前の段階のものか。

・差出文は、資料二十三・五

目次

(1)①「帝国大学」茶色二三行野紙

②「帝国大学第九年報」起明治二十七年一月
止同 年十二月

本文

(1)①「帝国大学」茶色二三行野紙

資料二十三・五

『文部省往復』明治二十八年 A 98 一八三丁

◎発信文書(稟議書)

差出文稟議書

(1)①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙
(2)①▼「帝国大学」乾第八〇八号

②(イ)明治二十八年十月一日 書記◎「冢恂」◎「榎本」
◎「総長」◎「新」／／書記官◎「清水」

◎「(イ)十一月八日」送達済

◎「(イ)十一月八日」送達済

「番号(2)①記入」年報進達接

本学第九年報(明治二十七年分)例二依り進達候也

年月日

文部大臣宛

総長

資料二十四 明治二十九年

『文部大臣達』は散佚

資料二十四・一

「検印録」明治二十九年 F 6 九三丁

◎発信文書(稟議書)

(1)①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

(2)①番号なし

②(イ)明治二十九年三月五日 書記【花押(富塚恂)】

(ロ)書記官◎「清水」

③(イ)三月六日／送達済

按

明治二十八年々報例二因り早々御進達相成候様致度為念
此段申進候也

年月日

各分科大学宛

書記官室

資料二十四・二

『文部省往復』明治二十九年 A 102 二〇二丁

◎受領文書

(1)①小型無野紙(蒔莢版印刷物)

(2)①▼「帝国大学」乾第二九六号

②(イ)▼「明治廿九年四月十四日 書記◎「冢恂」◎「榎本」
本」、その右脇に「四、十四日受」と墨筆

(ロ)▼供閱／総長◎「新」／／書記官◎「清水」

(3)①▼「印」の文字は『文部大臣／官房文書／課長之印』

「↑」で囲んだ部分は、青墨で記入されている。

申文乙四二四号

明治二十八年一月ヨリ十二月ニ至ル暦年調査ニ係ル年報

未夕御進達無之候処右ハ整理之都合モ有之候間早々御差

出相成度此段及照会候也

明治二十九年四月十四日

文部大臣官房文書課長

文部省参事官寺田勇吉團

『帝国大学総長浜尾新殿』

資料二十四・三

『文部省往復』明治二十九年 A 102 二〇〇丁

◎受領文書

(1) ①『文部省』茶色小型二〇行野紙

(2) ①『帝国』
大学 乾第四〇九号

② (1) 明治廿九年五月十六日^{〔五カ〕}書記^①【瀬戸】^②【冢
恂】

(回) 供閱／総長^①【新】／書記官^②【清水】

(3) ①▽印の文字は『文部大臣／官房文書／課長之印』

文部省
文書課 申文乙五三一号

客年分貴学年報御進達方ニ付テハ既ニ客月十四日及御照
會置候次第モ有之候処今以テ御進達無之然ルニ本年ハ客
年訓令第三号地方庁学事年報取調条項及諸表様式改定ノ
結果トシテ其材料従前ニ比シ数倍ノ多ニ達シタルカ為メ
速ニ之方整理ヲ了セサレハ本年中ニ本省年報出版之運ニ
至リ難ク從ツテ直轄諸学校ノ年報モ可成速ニ之方整理ヲ
要スル義ニ有之候間貴学年報例年ノ如ク進達遅延相成候
テハ本省年報編纂上ニ差支候ニ付遅クモ本月中ニ御進達
相成候様致度此段重テ及御照会候也

明治二十九年五月十五日

文部大臣官房文書課長

文部省参事官寺田勇吉印

帝国大学総長浜尾新殿

追テ本文之次第ニ付來ル六月御進達可相成分モ該期限
ニ遅レサル様豫メ御注意相成度為念此段申添候也

資料二十四・四

『文部省往復』明治二十九年 A 102 一九九丁

◎発信文書（稟議書）

(1) ①『帝国大学』茶色小型二〇行野紙

③ 資料二十四・三の回答

(2) ①『帝国』
大学 乾第四〇九号

② (1) 明治二十九年五月廿九日 書記^①【冢恂】^②【榎
本】

(回) 総長^①【新】／書記官^②【清水】

③ (1) 五月廿九日／送達済

〔番号〕②〔記入〕按

客年分本学年報進達方ニ付再応御照会之趣了承右ハ精々
差急様候得共〔各分科大学ニ涉リ候義ニモ有之〕何分本
月中ニ進達之運ニ至リ難クサレサレ（兼候ニ付）來ル六月
中ニ〔無大過〕進達〔候様〕可致候条可然御取計相成度
此段及御回答候也

年月日

総長

文部省文書課長殿

資料二十四・五

『文部省往復』明治二十九年 A 102 一九八丁

◎受領文書

(1) ①『文部省』茶色小型二〇行野紙

(2) ①『帝国』
大学 乾第四〇九号ノ二

② (1) 明治廿九年六月一日 書記^①【瀬戸】^②【花押
（富塚恂）】

(回) 供閱／総長^①【新】／書記官^②【清水】

(1) 上部欄外に「可及支取／急キ取調／可致候」

(3) ①▽印の文字は『文部大臣／官房文書／課長之印』

文部省
文書課 申文乙五九七号

客年分貴学年報御進達方之儀ニ付本月二十九日付乾第四
〇九号ヲ以テ御回答之趣モ候処右ハ既ニ申進候通本年ハ
成ルヘク速ニ整理ヲ要スル儀有之諸学校及地方庁共殆ト
進達済ノ今日ニ於テ猶一ヶ月猶豫相成候テハ本省年報編
纂上大ニ差支ヲ生スル義ニ付此際速ニ御進達相成候様御
取計相成度此段更ニ及御照会候也

明治二十九年五月三十日

文部大臣官房文書課長

文部省参事官寺田勇吉印

帝国大学総長浜尾新殿

資料二十四・六

『文部省往復』明治二十九年 A 102 一九七丁

◎受領文書

(1) ①「略喚」茶色二三行野紙

(2) ①「帝」
大学乾第五三四号

②(1) 明治廿九年六月十九日 書記官 〔冢恂〕

(2) 〔向〕供閱／総長 〔新〕／書記官 〔清水〕

(3) ①▽ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

文部省 申文乙五九七号ノ二
文書課

客年分費学年報御進達方之儀ニ付テハ客月中申文乙第五
三二号同五九七号ヲ以テ及御照会置候処于今御差出無之
整理上差支不少候ニ付速ニ御進達相候様致度此段重テ
及御照会候也

明治二十九年六月十九日

文部大臣官房文書課長

文部省参事官寺田勇吉 閣下

帝国大学 総長 浜尾新殿

資料二十四・七

『文部省往復』(報告) 明治二十九、三十一年 A 103 第一件

◎年報草稿(表紙+目次+本文)

表紙

(1) ①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

②「帝国大学第十年報」起明治廿八年一月
至全 年十二月

(4) 右上部欄外に書込み「二十九年」

目次

(1) ①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

②「帝国大学第十年報」起明治二十八年一月
至同 年十二月

本文

(1) ①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

(1) 本文冒頭の右欄外中央に「④」【清水】

資料二十四・八

『帝国大学第十年報』

◎保存用年報(目次+本文)

・差出し用正本の一つ前の段階のものか。

・差出文は、資料二十四・九

目次

(1) ①「帝国大学」茶色二三行野紙

②「帝国大学第十年報」起明治二十八年一月
至同 年十二月

本文

(1) ①「帝国大学」茶色二三行野紙

資料二十四・九

『文部省往復』明治二十九年 A 102 一九六丁

◎発信文書(稟議書)

差出文稟議書

(1) ①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

(2) ①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

②(1) 明治二十九年六月廿七日 書記官 〔冢恂〕

(2) 〔向〕総長 〔新〕／書記官 〔清水〕

③(1) 六月廿七日／送達済

〔番号〕①記入△ 按

本学第十年報(明治二十八年分) 例ニ依リ進達候也

年月日

文部大臣宛

総長

資料二十四・十

『文部省往復』明治二十九年 A 102 二二〇丁

◎内部決裁文書(稟議書)

(1) ①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

① 番号なし

(2) ②(1) 廿九、七、一日 出納掛 〔稲葉〕 〔尾関〕

(3) 〔向〕会計課長 〔ナゴヤムツ〕 (名尾耶六郎)

③(2) 上部欄外に赤の附箋(至急の意味)の貼ってあ

た跡がある。

↑本文中の「材料」が指すのは、簿冊の二〇七〜二〇九
丁として綴じられている付表らしい。

一廿八年度帝国大学年報材料 一括

右御捺印済ノ上書記官室へ送付ノ事

俾斗

資料二十四・十一

『文部省往復』明治二十九年 A 102 四八六丁

◎受領文書

(1) ①小型無野紙(菊蒔版印刷物)

(2) ① 帝國大学 乾第五七〇号

(3) ① 七、三日受

③ ① 〇の文字は『文部大臣／官房文書／課長之印』

③ ① 〇【室本】

↑「」で囲んだ部分は、青墨で記入されている。

註 復刻本『東京大学年報』第三卷、三九六頁の解説中

にある引用では、以下の翻刻中二行目「調整材料」が

「調整材料」、また三行目「之ニ対シ入学ヲ」が、「之ニ
募シ入学ヲ」となっているが、誤りである。

申文乙七七八号

年報調整材料トシテ客年中ニ於ケル貴『学各分科大学各
学科』初級へ入学志願者人員并之ニ対シ入学ヲ許可セラ
レタル人員要用有之候ニ付至急御調整御差出相成度且明
年ヨリ御進達ノ年報ニハ右御調記相成候様致度此段及御
照会候也

文部大臣官房文書課長

明治二十九年七月二日 文部省参事官寺田勇吉 團

『帝国大学総長浜尾新殿』

資料二十四・十二

『文部省往復』明治二十九年 A 102 四八五丁

◎発信文書(菓議書)

(1) ①「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

(3) 別紙は資料二十四・十一

(2) ①番号なし

② ① 明治二十九年七月三日 書記官【冢悔】①【榎本】

(回総長)【新】／書記官【清水】

③ ① 七月六日／送達済

按

客年中ニ於ケル各分科大学各学科第一級入学志願者人
員并之ニ対シ入学ヲ許可シタル人員之義ニ付別紙之通文
部大臣官房文書課長ヨリ申来候間至急右人員表ヲ調整御
差出相成度命ニ依リ此段及御通達(牒)候也

年 月 日

書記官

各分科大学長宛

資料二十四・十三

『文部省往復』明治二十九年 A 102 四七八丁

◎受領文書

(1) ①「医科大学」青色小型一〇行野紙

(3) ① 〇の文字は『医科大学』

明治廿八年中本学第一級へ入学志願者并ニ入学許可人

員左記之通二候

明治二十九年七月六日

医科大学 團

〔以下表の部分省略〕

資料二十四・十四

『文部省往復』明治二十九年 A 102 四七七丁

◎受領文書

(1) ①「法科大学」青色小型一〇行野紙

(3) ① 〇の文字は『法科大学』

年報材料

〔この部分に別記の表の部分があるが、省略〕

右者本月六日附(御通牒相成候)入学志願者人員等取調
候処別記之通候也

廿九年七月十六日

法科大学 團

帝國大学御中

資料二十四・十五

『文部省往復』明治二十九年 A 102 四八三丁

◎受領文書

(1) ①「農科大学」茶色小型一〇行野紙

③ 別紙として「二十八年農科大学各学科初年級へ入学
志願者人員并入学ヲ許可シタル人員表」が添付され
ているが、省略。

(3) ① 〇の文字は『農科／大学』

本月六日付御照会之趣了承別紙本学各学科初年級入学志願者人員并之ニ対シ「シ」入学ヲ許可シタル人員表及御送付候也

明治二十九年七月十六日

農科大学園

帝国大学書記官室

御中

資料二十四・十六

「文部省往復」明治二十九年 A 102 四七九丁

◎受領文書

(1)①「工科大学」茶色小型二二行野紙

③別紙として「工科大学入学志願者並入学者人員調」

が添付されているが、省略。

(3)①▽□の文字は「工科/大学」

②▽上部に割り印の一部【大学】の文字あり

文部大臣官房文書課長より照会ノ件ニ関シ御申越ノ趣ニ依り別紙調製差出候也

明治廿九年七月十八日

工科大学園

帝国大学

御中

資料二十四・十七

「文部省往復」明治二十九年 A 102 二〇三丁

◎発信文書（稟議書）

差出文稟議書

(1)①「帝国大学」茶色小型一〇行野

③別紙として「収支計算」(帝国大学)茶色小型一〇

行野紙)及び付表が添付されているが、省略。

(2)①帝国大学乾第六〇七号

(2)①明治二十九年七月八日 書記◎【家恂】◎【榎本】

(向)総長◎【新】/書記官◎【清水】

(3)①七月廿日/送達済

〔番号(2)①記入〕按

本学第十年報中歳入歳出ニ関スル分及進達候也

年月日

総長

文部大臣宛

資料二十四・十八

「文部省往復」明治二十九年 A 102 四八二丁

◎受領文書

(1)①「盛田博士卒曲」赤色小型二二行野紙

(3)①▽□の文字は「理科大学」

客年中ニ於ケル各分科大学各学科第一年級入学志願者人員并之ニ対シ入学ヲ許可シタル人員之義ニ付本月六日付

御通牒之趣了承客年中ニ於ケル本学へノ入学ハ已ニ進達候同年報ニ記載ノ外無之候条此段及御答候也

廿九年七月廿一日

理科大学園

書記官御中

資料二十四・十九

「文部省往復」明治二十九年 A 102 四八二丁

◎受領文書

(1)①「法科大学」青色小型二〇行野紙(文科大学ではなく

法科大学の野紙が使われている)

(3)①▽□の文字は「文科大学」

②▽上部に割り印の一部【学】の文字あり

十差出文がないので、表の標題部分のみ掲げる。

各学科初級へ入学志願者及入学許可人

員調ヨリ十二月二至ル

文科大学園

〔表の部分省略〕

資料二十四・二十

「文部省往復」明治二十九年 A 102 四七四丁

◎発信文書（稟議書）

差出文稟議書

(1)①「帝国大学」茶色小型一〇行野

③資料二十四・十一の回答。別表として「分科大学各学科第一年級入学志願者并入学許可人員表」が添付

されているが、省略。

(2) ① 帝国大学 乾第五七〇号

② (イ) 明治二十九年七月廿七日 書記官【冢恂】④【覆本】

(ロ) 総長④【新】／書記官④【清水】

③ (イ) 七月三十日／送達済

【番号(2)①記入】按

申文乙七七八号ヲ以テ本学各分科大学各学科初級へ入学志願者人員等之義ニ付御照会之趣「了承」即チ別表之通ニ有之候此段及御回答候也

年月日

総長

文部大臣官房文書課長宛

資料二十五 明治三十年

「文部大臣達」「文部省往復」は散佚、「文部省往復(報告)」は欠

資料二十五・一

「検印録」明治三十年 F6 九九丁

◎ 発信文書(稟議書)

(1) ① 「帝国大学」茶色小型一〇行野紙

③ 別紙は、「文部省往復」散佚のため欠

(2) ① 番号なし

② (イ) 明治三十年四月十六日 書記官【冢恂】④【覆本】

(ロ) 総長④【新】／書記官④【清水】

③ (イ) 四月十七日／送達済

按

客年分年報進達方之義ニ付別紙之通文部大臣官房文書課長ヨリ申来候ニ付テハ貴学年報至急御差出相成候様致度候命ニ依リ此段及御通牒候也

年月日

書記官

各分科大学長宛

(法文科ヲ除ク)

資料二十五・二

「帝国大学第十一年報」

◎ 保存用年報(目次+本文+附録)

・ 差出し用正本の一つ前の段階のものか。

・ 差出文の文書は、「文部省往復」散佚のため欠

目次

(1) ① 「帝国大学」茶色一三行野紙

② 「帝国大学第十一年報」起明治二十九年一月至同十二月

本文

(1) ① 「帝国大学」茶色一三行野紙

附録

・ 目次がない「附録」として二二七頁以下に「帝国大学

図書館」(明治二十九年農科大学図書増減表)を含む

及び「器械及標本」の項が加えられている。

(1) ① 「帝国大学」茶色一三行野紙

資料二十六 明治三十一年

「文部大臣達」は散佚

資料二十六・一

「検印録」明治三十一年 F6 一〇八丁

◎ 受領文書

(1) ① 「文部省」茶色小型一〇行野紙

(1) ① ▼ 東京 帝国大学 乾第二七四号

② (イ) ▼ ④【冢恂】④【瀬戸】

(3) ① ▼ ④の文字は【文部大臣／官房文書／課長之印】

文部省 戊文乙二八二号

文書課 明治三十年末調査ニ係ル貴学年報未夕御進達無之如何ナル御都合ニ候哉承知致度此段及御照会候也

明治三十一年四月十一日

文部大臣官房文書課長

文部書記官渡部董之介宛

東京帝国大学総長文学博士外山正一殿

資料二十六・二

「検印録」明治三十一年 F6 一〇七丁

◎発信文書（稟議書）

(1) ①「東京帝国大学」茶色小型一〇行野紙

③別紙は資料二十六・一

(2) ①番号なし

②(イ)明治三十一年四月十五日 書記◎【冢恂】

(ロ)総長【◎なし】／書記官◎【清水】

③(イ)四月十五(六)日／送達済

按

明治三十年々報進達方之義ニ付別紙(写)之通文部大臣官房文書課長より申来候ニ付テハ貴学年報至急御進達相成候様致度此段及御取余(通牒)候也

年 月 日

書記官

医工文農科大学長宛

資料二十六・三

【文部省往復】明治三十一年 A 104 五八丁

◎受領文書

(1) ①文部省茶色一〇行小型野紙

(3) ①▽印の文字は【文部大臣／官房文書／課長之印】

文部省 成文乙三二六号

客年十二月末調査ニ係ル貴学年報期日ヲ過キ進達無之ニ付本月十一日文乙三二八二号ヲ以テ及御照会置候処今以テ何等御申出無之ハ如何ナル次第第二候也折返シ御回報相成度此段再応及御照会候也

文部大臣官房文書課長

明治三十一年四月二十七日 文部書記官渡部董之介印

東京帝国大学総長文学博士外山正一殿

資料二十六・四

【文部省往復】明治三十一年 A 104 五六丁

◎発信文書（稟議書）

(1) ①「東京帝国大学」茶色小型一〇行野紙

③「一按」は、資料二十六・三の回答、「二按」の別紙

は資料二十六・三

(2) ①帝國乾第三一五号

②(イ)明治三十一年四月廿八日 書記◎【冢恂】◎【榎本】

(ロ)総長◎【外山】／書記官◎【清水】

③(イ)一按の上部欄外に「四月廿九日／送達済」、二按の上部欄外に「四月廿八日／送達済」

〔番号(2)①記入〕

一按

客年十二月末調査ニ係ル本学年報期日ヲ過キ進達無之云々再応御照会之趣了承右ハ且下取調中ニ有才候間(付)結了次第進達可致候間右様御了承相成度此段及御回答候也

年 月 日

総長

文部大臣官房文書課長宛

二按

年報進達方之義ニ付文部大臣官房文書課長より別紙写之通再応照会之候ニ付テ(ハ)貴学年報至急御進達相成候様御取計相成度此段及御通牒候也

年 月 日

書記官

医工農科大学長殿

資料二十六・五

【文部省往復】明治三十一年 A 104 五五丁

◎受領文書

(1) ①文部省 茶色一〇行小型野紙

(2) ①(イ)帝國乾第三一五号

②(イ)▼◎【瀬戸】

(3) ①▽印の文字は【文部大臣／官房文書／課長之印】

文部省 成文甲二六八号

明治三十年末調査学年報進達之儀ニ就テハ客月二十七日付文乙三二六号ヲ以テ再応及御照会候処同月二十九日付乾第三一五号ヲ以テ目下取調中ニ付結了次第進達之旨御回答有之其後今以テ御進達無之為ニ整理上差支不尠候条至急御進達相成度此段重テ及御照会候也

明治三十一年五月十九日

文部大臣官房文書課長

文部書記官渡部董之介圖

東京帝国大学総長理学博士菊池大麓殿

②「帝国大学第十二年報 起明治三十年一月 止同 十二月」

本文

(1)「東京帝国大学」茶色一三行野紙

資料二十六・六

「文部省往復」(報告)明治二十九、三十一年 A103 第二件

◎年報草稿(表紙+目次+本文)

表紙

(1)「東京帝国大学」茶色小型一〇行野紙

②「帝国大学第十二年報起明治三十年一月 至同 十二月」

(4)右上部欄外に書込み「三十一年」

左上部欄内に書込み「(副本)」。ただし「()」と「」の

記号も資料中に使われている。

目次

(1)「東京帝国大学」茶色小型一〇行野紙

②「帝国大学第十二年報起明治三十年一月 十二月」

本文

(1)「東京帝国大学」茶色小型一〇行野紙

資料二十六・七

「帝国大学第十二年報」

◎保存用年報(目次+本文)

・差出し用正本の一つ前の段階のものか。

・差出文は、資料二十六・八

目次

(1)「東京帝国大学」茶色一三行野紙

起明治三十年一月 止同 十二月

入

(3)①▽の文字は「文部大臣/官房文書/課長之印」

資料二十六・八

「文部省往復」明治三十一年 A104 五四丁

◎発信文書(稟議書)

差出文稟議書

(1)「東京帝国大学」茶色小型一〇行野紙

(2)「帝国乾第五二四号 東京 大学」

②(1)明治卅一年六月三十日 書記官【冢恂】

回総長【大麓】/書記官【丸山】

③(1)六月三十日/送達済

案

「番号(2)①記入」

例二依り本学第十二年報(自明治三十年一月 至全 年十二月) 進達候也

年 月 日 総長

文部大臣宛

資料二十六・九

「文部省往復」明治三十一年 A104 一〇〇丁

◎受領文書

(1)「文部省」茶色小型一〇行野紙

(2)「帝国乾第七六九号 東京 大学」

②(1)【瀨戸】

③(1)▽上部欄外に「十月十二日/電話回答/済」の記

文部省 成文乙六六五号

文書課 貴学各分科生徒ニ関スル三十年中初学年入学志願者及入学

学者数年報調製上要用ニ付各分科学科別ニ就キ至急御取

調越シ相成度此段及御照会候也

明治三十一年十月八日

文部大臣官房文書課長

文部書記官渡部董之介圖

東京帝国大学総長理学博士菊池大麓殿

資料二十六・十

「文部省往復」明治三十一年 A104 九九丁

◎発信文書(稟議書)

(1)「東京帝国大学」茶色小型一〇行野紙

③別紙は、資料二十六・九

(2)①番号なし

②(1)明治三十一年十月十日 書記【花押(宮塚恂)】

回総長【大麓】/書記官【丸山】

③(1)十月十日/送達済

按

別紙之通文部大臣官房文書課長ヨリ申来候ニ付而ハ至急御取調之上御回付相成度命ニ依リ此段及御通牒候也

年月日

書記官

各分科大学長宛

資料二十六・十一

『文部省往復』明治三十一年 A 104 九二丁

◎受領文書

(1) ①『法科大学』青色小型一〇行野紙

③資料二十六・十の回答

(2) ③(1)▼上部欄外に「十月十二日／電話回答済」の記入

(3) ①▽④の文字は『法科大学』

三十年中初学年入学志願者及入学者数調

「この部分に表の部分があるが、省略」

右之通候也

三十一年十月十日

法科大学 函

資料二十六・十二

『文部省往復』明治三十一年 A 104 九三丁

◎受領文書

(1) ①『医科大学』青色小型一〇行野紙

③資料二十六・十の回答

(3) ①▽④の文字は『鈴木』

↑差出文がないので、表の標題部分のみ掲げる。

明治三十年中

医科大学 函

「以下表の部分省略」

資料二十六・十三

『文部省往復』明治三十一年 A 104 九四丁

◎受領文書

(1) ①『工科大学』茶色小型二三行野紙

③資料二十六・十の回答

(3) ①▽④の文字は『東京帝国／大学工科／大学長印』

②▽上部に割り印の一部【大学】の文字あり

文部大臣官房文書課長ヨリ照会之件本学ニ関スル分取調

及御回付候也

明治三十一年十月十一日

工科大学長 函

帝国大学書記官

御中

資料二十六・十四

『文部省往復』明治三十一年 A 104 九七丁

◎受領文書

(1) ①『東京帝国大学農科大学』茶色小型一〇行野紙

③資料二十六・十の回答

(3) ①▽④の文字は『東京帝国／大学農科／大学長印』

②▽上部に割り印の一部【東京帝／農科】の文字あり

農科 大第一八八号

本学生徒三十年中初学年入学志願者人員等別紙ノ通ニ有之候此段及御答候也

明治三十一年十月十一日

農科大学長理学博士松井直吉 函

東京帝国大学書記官

御中

「別紙省略」

資料二十六・十五

『文部省往復』明治三十一年 A 104 三五六丁

◎受領文書

(1) ①無野紙(珣翳版印刷物)

(2) ①▼東京帝国乾第七七五号

(3) ①▼明治卅一年十月十二日 書記官【瀬戸】【花押(富塚恂)】④【覆本】④【井上】とあり、さらに

右脇に「十、十二、受領」並河」と墨筆。

(4) ▼供閱／総長 ④【大麓】／書記官 ④【丸山】／當

繕掛監督 ④【中村】

(4) *の項は朱記抹消され、さらに「略」と朱記されている。そして、代りに附箋があつて「本件ハ明治二

十五年十一月十五日付丙癸第三四五号／報告課長照会ノ誤リト認ム(文部省へ電話問合せ)」と朱記され、当

該箇所に挿入が指示されている。

▼下部に後年に貼られた附箋があり、「別紙付箋ノ廉御

取調ノ上至急御回答相成ノ度候也ノ大正十年 月

日ノ東京帝国大学庶務課」と印刷されている。

(3)①▽印の文字は【文部大臣ノ官房文書ノ課長之印】
「**ナ**」で囲んだ部分は、青墨で記入されている。

成文甲四二二号

今般貴【学】(何)年報取調条項及諸表様式相定メラレ候

ニ付テハ左記ノ通達及照会ハ自今廃止ノ儀ト御承知相成
度此段及御通牒候也

明治三十一年十月十一日

文部大臣官房文書課長

文部書記官渡部董之介

【東京帝国大学総長理学博士菊池大麓殿】

一明治十九年五月五日総四三三五号総務局長通達職員及学

生生徒調査ノ件

一明治二十五年十一月八日辰報甲四五二号報告課長照会

職員及学生生徒調書式並差出期限ノ件

一明治二十八年一月八日未文乙七号文書課長照会所管官
用地坪数並所屬建物調様式ノ件

一明治二十九年七月二日申文乙七七八号文書課長照会初
年級入学志願者及入学者調査ノ件

資料二十六・十六

【文部省往復】明治三十一年 A 104 九六丁

◎受領文書

(1)①「文科大学」青色小型一〇行野紙

③資料二十六・十の回答

(3)①▽印の文字は【文科大学】

文部大臣官房文書課長ヨリ依頼ノ件調

三十年度入学志願者 拾三人

入学者 二人

右之通ニ有之候也

十月十二日

文科大学印

東京帝国大学書記官室御中

資料二十六・十七

【文部省往復】明治三十一年 A 104 六九丁の次丁

◎受領文書

(1)①小型無野紙(菟蓐版印刷物)

(3)①▽印の文字は【文部大臣ノ官房文書ノ課長之印】

「**ナ**」で囲んだ部分は、青墨で記入されている。

「東京帝国大学附属図書館」の図書増減、閲覧人、閲覧
票及び図書目録に関する年報材料(「東京帝国大学」茶
色小型一〇行野紙及び公文書用紙ではない野紙に書か
れた付表)、三十年度農科大学図書館増減表(「東京
帝国大学農科大学」茶色一三行野紙、及び各分科大学
の「器械及標本」の増減に関する表(「東京帝国大学」

茶色一三行野紙)が添付されている。

成文乙六八〇号

明治三十年度調ニ関スル貴【学】年報(歳入歳出及所
末夕御進達無之調査上差支候間至急御進達相成度此段及
御照会候也

明治三十一年十月十四日

文部大臣官房文書課長

文部書記官渡部董之介

【東京帝国大学総長理学博士菊池大麓殿】

資料二十六・十八

【文部省往復】明治三十一年 A 104 五九丁

◎発信文書(稟議書)

【差出文書稟議書】

(1)①「東京帝国大学」茶色小型一〇行野紙

③資料二十六・十七の回答。また、別紙として「収支
計算(「東京帝国大学」茶色一三行野紙)及び付表

が添付されているが、省略。

東京

(2)①帝國乾第八二九号

(2)明治三十一年十月廿七日 書記【花押(富塚恂)】

④【標本】

(回)総長⑤【大麓】ノ書記官⑥【丸山】

③(イ)十一月七日ノ送達済

【番号(2)①記入】按

本学第十二年報中圖書器械標本及蔵入出ニ関スル分及進達候也

年月日

文部大臣宛

総長

資料二十六・十九

『文部省往復』明治三十一年 A 104 一〇二丁

◎受領文書

(1) ①小型無野紙(菟蒨版印刷物)

(2) ①▼東京帝國乾第八九五号

②(1)▼明治卅一年十二月十四日 書記【花押(富塚

恂)】④【榎本】とあり、さらに右脇に「十二、

十、受④【並河】と墨筆

向総長④【大麓】／書記官④【丸山】

③(1)上部左に「本文写ヲ以テ／各分科大学長／等へ配

付致候」の書込み

(3) ①▽④の文字は【文部大臣／官房文書／課長之印】

↑④】で囲んだ部分は、青墨で記入されている。

成文乙八三九号

本省年報編纂ノ体裁類別統計ノ組立等ニ関シテハ最閱覽者ノ便益ニ注意ヲ要スル次第第二有之候間右第二十四年報又ハ不日配付及フヘキ第二十五年報ヲ例トシ編纂上ニ関シ御意見有之候ハ、細大トナク御回示相成候様致度此段得貴意候也

明治三十一年十二月九日

文部大臣官房文書課長

文部大臣秘書官正木直彦

『東京帝國大学総長理学博士菊池大麓殿』

追テ本文編纂ニ関シテハ目下調査中ニ付可成来三十二年二月中旬迄ニ御回答相成度希望致候也

資料二十七 明治三十二年

『文部大臣達』は散佚

資料二十七・一

『検印録』明治三十二年 F 6 八二丁

◎発信文書(兼議書)

(1) ①「東京帝國大学」茶色小型一〇行野紙

③別紙は、「文部大臣達」散佚のため欠

(2) ①番号なし

②(1)明治三十二年一月廿日 書記【花押(富塚恂)】

向総長④【大麓】／書記官④【丸山】

③(1)一月二十日／送達済

按

本学年報進達方ニ関シ客年十月文部大臣ヨリ(別紙写之通)達相成居候ニ付テハ自今貴学年報モ別紙取調条項及諸表様式ニ拠リ調[□](製)進達相成度命ニ依リ此段及御

通牒候也

年月日

各分科大学長

書記官

補遺

資料九・補遺二

『文部省往復』明治十四年乙 A 35 四六二丁

◎受領文書(「文部省」茶色一三行野紙)

▼③上部欄外右「答済」

貴学法理文学部第七年報中員数ト明治十二年十月十一日附ヲ以御差出相成候法理文学部人員表ト左ノ項齟齬致居候

第一年報 人員表

外国教員十五人 全上 十六人八月

生徒百七十七人 全 百四十五人七月
百四十四人八月

右者如何ノ訳ニ候哉此段及御問合候也

明治十四年九月八日 官立学務局 記録係

東京大学書記御中

資料九・補遺三

『文部省往復』明治十四年乙 A 35 四六二丁

◎ 発信文書（裏議書）（『東京大学』青色紙）

① 無番号

② 庶務課⑩【恭次】⑩【坪内】⑩【市川／寛繁】

↑資料九・補遺二の回答

記録係
御中

（しよざわ じゅん 群馬大学教育学部助教）

本学法理文学部「外国教員及生徒員数」第七年報中ノ員数ト明治十二年十月十一日附差出候法理文学部人員表ト齟齬致居候義（二付）云々御問合之趣承了右者左記之通ニ有之候

第七年報ニ外国教員十五人ト記セシハ十二年八月三十一日之現数ニ因リ調査シ人員表中外国人調ハ独乙人ナウマン義十二年八月十六日雇止相成候得者（ユヘ）下半ヶ月ニ相係リ候ニ付右ヲ相加ヘ候ヲ以テ十六人トナリシ義ニ有之右ハ時日相替リ調査候ニ付偶然其齟齬相生シ候義ニ有之候事

第七年報載スル所ノ法理文学部生徒ノ百七十七人ハ同学年七月十日ニ於テ卒業セシ三十人ト退学セシ三人ノ生徒ヲ合算セシモノニシテ十二年十月十一日ヲ以テ差出セシ七月現員表ハ其三十人ト三人ヲ除去シタル数ヲ以テ算セシモノニ有之（人員表ハ七月ノ調ニ係ル）仍テ齟齬致シ候義ニ有之候事

右之次第二有之候条此段及御回答候也

十四年九月十三日

官立学務局

東京大学
庶務課